

○総務省告示第四百二十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣 山本 早苗

第2の第1表中

5275-5450	固定 移動（航空移動を除く。）	5275-5450	固定 移動（航空移動を除く。）	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
-----------	--------------------	-----------	--------------------	-------------------------	--

を

5275-5351.5	固定 移動（航空移動を除く。）	5275-5450	固定	公共業務用	
5351.5-5366.5	固定 移動（航空移動を除く。）		移動（航空移動を除く。）	放送事業用 一般業務用	
5366.5-5450	固定				

に

移動（航空移動を除く。）

改める。

第2の第2表中

44-47	固定	移動	44-50	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジ オマイク用とする。
47-68	放送	47-50	固定	50-54	アラチユア	アラチユア業務用
		移動	放送			
		5. 162 5. 162A	47-50			
			5. 162A			

5. 162A 5. 166 5. 167 5. 168							
5. 170							
54-68	放送 <u>固定</u> <u>移動</u>	54-68	固定 放送	54-54, 7625		電気通信業務用 公共業務用	
				54. 7625-54. 9575			
				54. 9575-55. 2125		公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有 周波数帯幅が100k Hz 以下 の場合に限る。
				55. 2125-55. 2275			
				55. 2275-56. 9825		電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有 周波数帯幅が100k Hz 以下 の場合に限る。
				56. 9825-57. 0425			

5. 162A 5. 163 5. 164 5. 165 5. 169 5. 171	5. 172	5. 162A	57. 0425-57. 8525	移動	公共業務用	放送事業用での使用は、占有
			57. 8525-57. 8675	固定	公共業務用	周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
5. 162A	5. 172	5. 162A	57. 8675-60. 5375	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有 周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
			60. 5375-60. 7925	固定	公共業務用	の場合に限る。
5. 162A	5. 172	5. 162A	60. 7925-68	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有 周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
				移動	一般業務用	の場合に限る。

」

44-47	固定	5. 162 5. 162A	44-50	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジ オマイク用とする。
	移動					
47-68	47-50	47-50	50-54	アパチユア	アパチユア業務用	
放送	固定	固定				
	移動	放送				
		移動				
	5. 162A	5. 162A				
	5. 162A 5. 167 5. 167A 5. 168					
	5. 170					

54-68		54-68		54-68		54-68	
放送	放送	54-54.7625	固定	電気通信業務用			
<u>固定</u>	固定	54.7625-54.9575	移動	公共業務用			
<u>移動</u>	放送		移動	一般業務用			
		54.9575-55.2125	固定	公共業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場 合に限る。		
			移動	放送事業用			
			一般業務用				
		55.2125-55.2275	固定	公共業務用			
			移動				
		55.2275-56.9825	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場 合に限る。		
			移動	公共業務用			
			放送事業用				
			一般業務用				
		56.9825-57.0425	固定	公共業務用			
			移動				
		57.0425-57.8525	固定	公共業務用	放送事業用での使用は、占有		

				移動	放送事業用 一般業務用	周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
			57.8525-57.8675	固定	公共業務用	
			移動	移動		
			57.8675-60.5375	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、占有 周波数帯幅が100kHz以下
			移動	移動	公共業務用	周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
			移動	移動	放送事業用	
			一般業務用	一般業務用		
			60.5375-60.7925	固定	公共業務用	
			移動	移動		
			60.7925-68	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、占有
			移動	移動	公共業務用	周波数帯幅が100kHz以下
			5.162A 5.163		放送事業用	周波数帯幅が100kHz以下 の場合に限る。
			5.164 5.165		放送事業用	
			5.169 5.171		一般業務用	
			5.172			
		5.162A				
138-143.6	138-143.6	138-143.6	138-142	航空移動 (OR)	公共業務用	

R)	移動	移動				
	無線標定	<u>宇宙研究</u> (宇				
	<u>宇宙研究</u> (宇	宙から地球)				
5. 210	5. 211	宙から地球)				
5. 212	5. 214					
		5. 207	5. 213			

138-143. 6	138-143. 6	138-143. 6	138-142	航空移動 (O R)	公共業務用	
航空移動 (O	固定	固定	142-144	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用
R)	移動	移動	J51			とし、割当ては別表 9-13に
	無線標定	<u>宇宙研究</u> (宇		陸上移動		よる。
	<u>宇宙研究</u> (宇	宙から地球)				二周波方式による使用は、14
5. 210	5. 211	宙から地球)				6-148MHz 帯と対とする。
5. 212	5. 214					
		5. 207	5. 213			
143. 6-143. 65	143. 6-143. 65	143. 6-143. 65				
航空移動 (O	固定	固定				
R)	移動	移動				

宇宙研究 (宇 宙から地球)	無線標定 宇宙研究 (宇 宙から地球)	<u>宇宙研究</u> (宇 宙から地球)				
5. 211 5. 212		5. 207 5. 213				
5. 214						
143. 65-144	143. 65-144	143. 65-144				
航空移動 (O R)	固定 移動	固定 移動				
5. 210 5. 211	無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇 宙から地球)	<u>宇宙研究</u> (宇 宙から地球)				
5. 212 5. 214		5. 207 5. 213				

146-148	146-148	146-148	146-148	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用 とし、割当ては別表 9-13に よる。
固定 移動 (航空移	アパチユア	アパチユア 固定	J51			

動 (R) を除く。)	5. 217	移動	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、14 2-144MHz 帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用で の使用のうち、消防用の無線 局による使用は、平成28年5 月31日までに限る。	
		5. 217				
148-149. 9	148-149. 9	148-149. 9	148-149. 9	移動衛星 (地球から 宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 携帯移動衛星データ通信と する。
固定	固定	固定	J51 J53 J54	宇宙) J49	公共業務用	携帯移動衛星データ通信と する。
移動 (航空移 動 (R) を除 く。)	移動	移動衛星 (地球から宇宙)	J55	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用で の使用のうち、消防用の無線 局による使用は、平成28年5 月31日までに限る。
移動衛星 (地 球から宇宙)						
5. 209						
5. 218 5. 219						

5. 221	5. 218 5. 219 5. 221					
149. 9-150. 05	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 209	149. 9-150. 05	移動衛星 (地球から宇宙) J49 J58	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。	
5. 224A		J56 J57	宇宙) J49 J58	公共業務用		
無線航行衛星 5. 224B			無線航行衛星 J59	公共業務用		
5. 220 5. 222 5. 223				一般業務用		
150. 05-153	150. 05-154	150. 05-154. 44	陸上移動	公共業務用	一周波方式による使用に限る。	
固定	固定	J51		放送事業用	。	
移動 (航空移動を除く。)	移動			一般業務用	公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。	
電波天文						
5. 149						
153-154						
固定						
移動 (航空移						

を

動 (R) を除 く。)	5. 225					
<u>気象援助</u>						
154-156. 4875	154-156. 4875	154-156. 4875				
固定	固定	固定	154. 44-154. 62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表 7-1 による。
移動 (航空移 動 (R) を除 く。)	移動	移動	154. 62-154. 7 J51	陸上移動	公共業務用	
			154. 7-156 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、15 9. 3-160. 6MHz 帯と対する。
5. 225A 5. 226	5. 226	5. 225A 5. 226	156-156. 7625	海上移動	電気通信業務用	割当ては、別表 3-4 及び別 表 3-5 による。
156. 4875-156. 56	海上移動 (遭難及び D S C を用いた 呼出し)		J18 J60 J61		公共業務用 一般業務用	
25						
	5. 111 5. 226 5. 227					

156. 5625-156. 76	156. 5625-156. 7625					
25	固定					
固定	移動					
移動 (航空移動 (R) を除く。)						
5. 226	5. 225 5. 226					

146-148	146-148	146-148	146-148	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表 9-13による。
固定	アマチュア	アマチュア	J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、14
移動 (航空移動 (R) を除く。)		移動			放送事業用	2-144MHz 帯と対とする。
5. 217	5. 217	5. 217			一般業務用	
148-149. 9	148-149. 9		148-149. 9	移動衛星 (地球から	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、

固定	固定	J51 J53 J54	宇宙) J49	公共業務用	携帯移動衛星データ通信と する。
移動 (航空移 動 (R) を除 く。)	移動	J55	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
移動衛星 (地 球から宇宙)	移動衛星 (地球から宇宙)	5.209			
5.209					
5.218 5.219	5.218 5.219 5.221				
5.221					
149.9-150.05	移動衛星 (地球から宇宙)	5.209	移動衛星 (地球から 宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 携帯移動衛星データ通信と する。
5.220					
150.05-153	150.05-154	150.05-154.44	陸上移動	公共業務用 放送事業用	一周波方式による使用に限る 。
固定	固定	J51			

移動（航空移動を除く。） 電波天文 5. 149	移動	一般業務用				
153-154 固定 移動（航空移動（R）を除く。） <u>気象援助</u>	5. 225					
154-156. 4875 固定 移動（航空移動（R）を除く。）	154-156. 4875 固定 移動	154-156. 4875 固定 移動	154. 44-154. 62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。
			154. 62-154. 7	陸上移動	公共業務用	J51

			154.7-156	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、15 9.3-160.6MHz帯と対峙す る。
			J51			
5.225A 5.226	5.226	5.225A 5.226	156-156.7625	海上移動	電気通信業務用	割当ては、別表3-4及び別 表3-5による。
156.4875-156.56	海上移動(遭難及びDSCを用いた 呼出し)		J18 J60 J61		公共業務用 一般業務用	
25	5.111 5.226 5.227					
156.5625-156.76	156.5625-156.7625					
25	固定	固定				
	移動(航空移 動(R)を除 く。)	移動				
5.226	5.225 5.226					

」

156. 8125-156. 83	156. 8125-156. 83	156. 8125-156. 83	156. 8125-157. 45	海上移動	電気通信業務用	割当ては、別表 3-4 及び別表 3-5 による。
75	75	75	J18 J60 J61	海上移動 ----- 移動衛星 (地球から 宇宙) J63	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)				
5. 111 5. 226	5. 111 5. 226	5. 111 5. 226				
5. 228	5. 228	5. 228				
156. 8375-161. 96	156. 8375-161. 9625					
25	固定		157. 45-159. 3	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
固定	移動		J51 J62			
移動 (航空移動を除く。)			159. 3-160. 6	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154. 7-156MHz 帯と対とする。
			J51			
			160. 6-160. 975	海上移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は国

		公共業務用 一般業務用	際V HF用、公共業務用及び 一般業務用での使用は国際V HF用及び船舶自動識別装置 用とし、割当ては別表3-4 による。
160.975-161.475 J51 J62	移動（航空移動を除 く。）	公共業務用 一般業務用	
161.475-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国 際V HF用、公共業務用及び 一般業務用での使用は国際V HF用、船舶自動識別装置用 、簡易型船舶自動識別装置用 及び捜索救助用位置指示送信 装置用とし、割当ては別表3 -4による。
	航空移動 (OR)	J 公共業務用	

64

移動衛星 (地球から

宇宙) J65

5.226	5.226	
161.9625-161.98	161.9625-161.98	161.9625-161.98
75	75	75
固定	航空移動 (O)	海上移動
移動 (航空移動を除く。)	R)	<u>航空移動</u> (O)
<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	移動衛星 (地球から宇宙)	<u>R)</u> 5.228E
5.228F		<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)
5.228F		5.228F
5.226 5.228A	5.228C 5.228	
5.228B	D	5.226
161.9875-162.01	161.9875-162.0125	
25	固定	

<p>固定</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>5. 226 5. 229</p>	<p>移動</p> <p>5. 226</p>
<p>162. 0125-162. 03</p> <p>75</p> <p>固定</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p><u>移動衛星</u> (地球から宇宙)</p> <p>5. 228F</p> <p>5. 226 5. 228A</p> <p>5. 228B 5. 229</p>	<p>162. 0125-162. 03</p> <p>75</p> <p>航空移動 (OR)</p> <p>海上移動</p> <p>移動衛星 (地球から宇宙)</p> <p>5. 228C 5. 228D</p>
<p>162. 0125-162. 03</p> <p>75</p> <p>海上移動</p> <p><u>航空移動</u> (OR)</p> <p><u>R</u>) 5. 228E</p> <p><u>移動衛星</u> (地球から宇宙)</p> <p>5. 228F</p> <p>5. 226</p>	<p>5. 226</p>

162.0375-174	固定	162.0375-174	固定	162.05-169	固定	公共業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場 合に限る。			
	移動（航空移動を除く。）							移動	陸上移動	放送事業用 一般業務用
5.226 5.229	174-223	5.226 5.230 5.231 5.232	放送	170-205	移動	公共業務用 一般業務用	公共業務用での使用は補聴援助用ラジオアイク用とし、割当ては別表9-7による。			
								固定	移動	公共業務用
								放送	移動	公共業務用
5.234	174-216	174-223	放送	205-222	放送 J15	放送用				
			<u>固定</u>					移動	公共業務用	
			<u>移動</u>					航空無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用	
216-220	174-223	222-223	放送	222-223	移動	公共業務用				
			放送					移動	公共業務用	

を

5. 243	5. 246					
5. 247		5. 250				
230-235		230-235				
固定		固定				
移動		移動				
		航空無線航行				
5. 247	5. 251					
5. 252		5. 250				
235-267	固定					
	移動					
		251-253. 85	移動	公共業務用		
		J67		一般業務用		
		253. 85-255	移動	小電力業務用		コードレス電話用とし、割当ては別表 8-3 による。
		255-262	移動	公共業務用		
		J67				
		262-266	移動	公共業務用		狭帯域デジタル通信方式用と

	5. 111 5. 199 5. 252 5. 254 5. 256	J67			し、割当ては271-275MHz帯と対の二周波方式に限る。
	5. 256A	266-271	移動	公共業務用	
267-272	固定	J67			
	移動	271-275	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。
	<u>宇宙運用</u> (宇宙から地球)	J67			
	5. 254 5. 257				
272-273	宇宙運用 (宇宙から地球)				
	固定				
	移動				
	5. 254				
273-312	固定	275-276. 65	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	
	移動				

	航空移動	公共業務用 一般業務用	
276.65-277.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 無線呼出とする。
277.95-278.15	移動（航空移動を除く。） 航空移動	公共業務用 一般業務用	
278.15-279.15	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 無線呼出とする。
279.15-279.95	移動（航空移動を除く。） 航空移動	公共業務用 一般業務用	
279.95-287.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 無線呼出とする。

	5. 254		287. 95-322	移動 J71	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びビデータ伝送用とし、割当ては別表 9-1 による。
312-315	固定 移動	移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	5. 254		公共業務用 一般業務用	
315-322	固定 移動	5. 255 移動		航空移動	一般業務用	

156. 8125-156. 83	156. 8125-156. 83	156. 8125-156. 83	156. 8125-157. 45	海上移動	電気通信業務用	割当ては、別表 3-4 及び別
75	75	75	J18 J60 J61	海上移動 ----- <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J63	公共業務用 一般業務用 公共業務用	表 3-5 による。
海上移動 <u>移動衛星</u> (地	海上移動 移動衛星 (地	海上移動 <u>移動衛星</u> (地				
球から宇宙)	球から宇宙)	球から宇宙)				

5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	156. 8375-161. 93	75 固定 移動 (航空移動を除く。)	156. 8375-161. 9375 固定 移動	157. 45-159. 3 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
160. 975-161. 475	160. 975-161. 475	160. 975-161. 475	160. 6-160. 975	海上移動	160. 6-160. 975	160. 6-160. 975	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用及び船舶自動識別装置用とし、割当ては別表3-4による。

			J51 J62	く。)	一般業務用	
		161.475-161.937	海上移動	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び搜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3
5.226	5.226					一4による。
161.9375-161.96	161.9375-161.9625	161.9375-161.96	海上移動	海上移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び搜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3
25	固定	固定	<u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙)	<u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
移動 (航空移動を除く。)	移動	移動	J63A	J63A		
<u>海上移動衛星</u>	<u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙)	<u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙)				
(地球から宇						

宙) 5.228AA						— 4 による。
5.226	5.226					
161.9625-161.98	161.9625-161.98	161.9625-161.98	161.9625-161.98	海上移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び搜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3— 4 による。
75	75	75	75			
固定	航空移動 (O)	海上移動			公共業務用 一般業務用	
移動 (航空移動を除く。)	R)	航空移動 (OR)				
移動衛星 (地球から宇宙)	移動衛星 (地球から宇宙)	移動衛星 (地球から宇宙)				
5.228F		5.228F				
5.226 5.228A	5.228C 5.228			64		
5.228B	D	5.226		移動衛星 (地球から宇宙) J65		
161.9875-162.01	161.9875-162.0125		161.9875-162.01	海上移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は国

25	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.228AA	固定 移動 <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.28AA	25	<u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) J63A	公共業務用 一般業務用	際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
162.0125-162.03 75	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	162.0125-162.03 75 航空移動 (OR) 海上移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	162.0125-162.03 75 海上移動 <u>航空移動</u> (OR) 5.228E <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	162.0125-162.05 海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3

5. 228F	5. 226 5. 228A	5. 228C 5. 228	5. 226	162. 0375-174	固定	移動 (航空移動を除く。)	169-170	移動	公共業務用	小電力業務用での使用は補聴援助用ラジオアイク用とし、割当ては別表 9-7 による。
	5. 228B 5. 229	D								
5. 228F	5. 226 5. 229	5. 226 5. 230 5. 231	174-223	162. 05-169	固定	移動 (航空移動を除く。)	J66	陸上移動	公共業務用	放送事業用 一般業務用
	174-223	174-216								
放送	放送	放送	移動	170-205	移動	移動	J67	移動	公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は補聴援助用ラジオアイク用とし、割当ては別表 9-7 による。
放送	放送	放送	移動	205-222	放送 J15	放送 J15	205-222	放送 J15	放送用	

— 4 による。

216-220	固定	220-225	了<子<了	5. 235 5. 237	5. 242	222-223	移動	航空無線航行	公共業務用
	海上移動								
223-230	<u>無線標定</u> 5. 2	41	移動	5. 243	5. 240 5. 245	223-226	移動	航空無線航行	公共業務用
	固定								
225-235	41	226-251	移動	5. 233 5. 238	無線標定	移動	無線標定	航空無線航行	公共業務用
	固定								
移動	航空無線航行	J18 J69 J70	移動	5. 243	無線標定	移動	無線標定	航空無線航行	一般業務用

5. 243 5. 246	無線標定	230-235	固定 移動 航空無線航行	5. 250	235-267	固定 移動	251-253. 85	移動	公共業務用 一般業務用		
5. 247							J67				
230-235		230-235	固定 移動	5. 250			253. 85-255	移動	小電力業務用		コードレス電話用とし、割当ては別表 8-3 による。
235-267							255-262	移動	公共業務用		
							J67				

267-272	固定 移動	5. 111 5. 199 5. 252 5. 254 5. 256 5. 256A	262-266	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用と し、割当ては271-275MHz 帯と対の二周波方式に限る。
			J67			
272-273	固定 移動	5. 254 5. 257	266-271	移動	公共業務用	
			J67			
273-312	固定 移動	5. 254	271-275	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用と し、割当ては262-266MHz 帯と対の二周波方式に限る。
			J67			
275-276.65	移動	275-276.65	移動 (航空移動を除く)	公共業務用		

	<。) ----- 航空移動	----- 公共業務用 一般業務用	-----
276. 65-277. 95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 無線呼出用とする。
277. 95-278. 15	移動 (航空移動を除 <。) ----- 航空移動	----- 公共業務用 一般業務用	-----
278. 15-279. 15	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 無線呼出用とする。
279. 15-279. 95	移動 (航空移動を除 <。) ----- 航空移動	----- 公共業務用 一般業務用	-----
279. 95-287. 95	移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、

5. 254	移動衛星 (地球から宇宙)	5. 254	287. 95-322	移動 J71	公共業務用	無線呼出とする。
			公共業務用			
312-315	移動	移動衛星 (地球から宇宙)	5. 255	航空移動	小電力業務用	小電力業務用での使用はテレ メーター用、テレコントロー ル用及びデータ伝送用とし、 割当ては別表 9-1 による。
					公共業務用	
315-322	移動	5. 254	5. 254	航空移動	一般業務用	
					公共業務用	

399. 9-400. 05	移動衛星 (地球から宇宙)	5. 209	399. 9-400. 05	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
					公共業務用	
					一般業務用	
5. 224A	無線航行衛星	5. 222 5. 224B 5. 26	J56	J49 J58	公共業務用	
					公共業務用	
					一般業務用	
0				J59	一般業務用	
					一般業務用	
					一般業務用	

を

5.220				
-------	--	--	--	--

399.9-400.05	移動衛星（地球から宇宙）	5.209	399.9-400.05	移動衛星（地球から宇宙）	J49	電気通信業務用 公共業務用	
5.220					J56		

403-406	気象援助		403-406	気象援助		公共業務用 一般業務用	ラジオンデ用及び気象用ラ ジオ・ロボット用とし、割当 ては別表11-1による。
	<u>固定</u>			<u>固定</u>	J77	公共業務用 一般業務用	
	<u>移動</u> （航空移動を除く。）			<u>移動</u>		公共業務用又は一般業務用で の使用は、気象援助業務に密 接な関係を有する場合に限る 。	
						小電力業務用	小電力業務用での使用は体内

			植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用とし、割当ては別表9-3による。
406-406.1 移動衛星（地球から宇宙） 5.266 5.267	406-406.1 J78 J79 宇宙）	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当ては406.025MHz、406.028MHz、406.037MHz又は406.04MHzに限る。
406.1-410 固定 移動（航空移動を除く。） 電波天文	406.1-407.7875 J36 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用	
	407.7875-408.25 J36 陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、45 2.3875-452.7MHz帯又は45 3.8875-454.0375MHz帯と 対とする。
	電波天文		

	408.25-410	固定	公共業務用	
	J36	陸上移動	一般業務用	
5.149		電波天文		

403-406	気象援助	気象援助	公共業務用	ラジオゾンデ用及び気象用ラ
	<u>固定</u>		一般業務用	ジオ・ロボット用とし、割当
	<u>移動</u> (航空移動を除く。)			ては別表11-1による。
		<u>固定</u> J77	公共業務用	
			一般業務用	
		<u>移動</u>	公共業務用	公共業務用又は一般業務用で
			小電力業務用	の使用は、気象援助業務に密
			一般業務用	接な関係を有する場合に限る
				。
				小電力業務用での使用は体内
				植込型医療用データ伝送用及
				び体内植込型医療用遠隔計測

	5. 265					用とし、割当ては別表 9-3 による。
406-406. 1	移動衛星 (地球から宇宙)	406-406. 1	移動衛星 (地球から 宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし 、割当ては406. 025MHz z、 406. 028MHz z、406. 031MHz z、406. 037MHz z 又は406. 0 4MHz z に限る。	
	5. 265 5. 266 5. 267					
406. 1-410	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文	406. 1-407. 7875	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用		
		J36				
		407. 7875-408. 25	固定	公共業務用	二周波方式による使用は、45	
		J36	陸上移動		2. 3875-452. 7MHz z 帯又は45	
					3. 8875-454. 0375MHz z 帯と	
					対とする。	
		408. 25-410	固定	公共業務用		

5.149 5.265	J36	陸上移動 電波天文	一般業務用	
-------------	-----	--------------	-------	--

470-790 放送	470-512 放送	470-585 固定 移動 放送	470-710 J36 J52 J90	固定	放送事業用	
				放送 J15	放送用	特定ラジオアーク用及びデジ
				陸上移動	放送事業用	タル特定ラジオアーク用とす
				放送 J88 J89	電気通信業務用	エリア放送用とする。
512-608 放送	5.292 5.293	585-610 固定 移動 放送	5.291 5.298		放送用	
608-614 電波天文 移動衛星(航	5.297	放送				

5. 149 5. 291A	750-770	陸上移動	公共業務用	700MHz帯高度道路交通シ
				ステム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。
5. 294 5. 296	770-806	移動 J93	小電力業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5. 300 5. 304			一般業務用	
5. 306 5. 311A	790-862	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	放送事業用及び一般業務用での使用は、平成31年3月31日までに限る。
5. 312 5. 312A			放送事業用	
A			一般業務用	一般業務用での使用は特定ラジオライク用及びデジタル特定ラジオライク用とし、特定ラジオライク用への割当ては779-788MHz帯及び797-806MHz帯に、デジタル特定ラ
放送				

5. 293 5. 309	5. 311A				ジオマイク用への割当ては77 9-806MHz帯に限る。
	806-890	移動	公共業務用		小電力業務用での使用はラジ オマイク用とし、割当ては別 表9-6による。
固定	移動 5. 317A		小電力業務用		
		放送			
5. 312 5. 314	5. 315 5. 316	810-850	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。
		J67			
		850-860	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信及びビデ ジタルMCA陸上移動通信 とし、930-940MHz帯と対 の二周波方式に限る。ただし 、平成30年3月31日までは90 5-915MHz帯と対の二周波 方式に使用することができる 。
5. 316A 5. 319		860-895	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て

862-890	固定 移動 (航空移動を除く。) 5. 317A 放送 5. 322	5. 317 5. 318	5. 311A 5. 320 5. 149 5. 305 5. 306 5. 307	J67 J94			は別表10-2による。
890-942	固定 移動 (航空移動を除く。) 5. 317A 放送 5. 322 <u>無線標定</u>	890-902 固定 移動 (航空移動を除く。) 5. 317A <u>無線標定</u> 5. 318 5. 325	890-942 固定 移動 5. 317A 放送 <u>無線標定</u>	805-915 J67	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7-4による。 簡易無線通信業務用での使用

を

902-928	固定	915-930	移動 J68	簡易無線通信業務用	は、平成27年11月30日までに限る。
	固定				
928-942	固定	J67	移動	小電力業務用 一般業務用	。一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
	移動 (航空移動を除く。)				

5. 317A		<u>無線標定</u>				移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。
5. 323		5. 325		930-940		
942-960 固定		942-960 固定		942-960 固定		一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
5. 327		940-940		移動 J68		
942-960 固定		942-960 固定		940-940 J67 J94		一般業務用
5. 323		5. 325		940-940		MCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。
942-960 固定		942-960 固定		942-960 固定		
5. 327		940-940		移動 J68		割当ては、958-960MHz帯に限る。
942-960 固定		942-960 固定		940-940 J67 J94		
5. 323		5. 325		940-940		使用は、平成27年11月30日までに限る。
942-960 固定		942-960 固定		942-960 固定		

移動（航空移動を除く。）	移動 5.317A	移動 5.317A	移動 J68 J95 J96	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	でに限る。 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-6による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用
放送 5.322					

5. 323		5. 320				及びデータ伝送用への割当ては別表 9-1 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表 6-2 による。
960-1164	航空無線航行 航空移動 (R) 5. 327A	5. 328	960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用 DME 用、タカソ用、A T C R B S 用及び A C A S 用とし、割当ては別表 2-3 による。

470-694	放送	470-512	放送	470-585	固定	470-710	J36 J52 J90	固定	放送事業用	
			<u>固定</u>	固定	放送 J15			放送	放送用	
			<u>移動</u>	移動 5. 296A	<u>陸上移動</u>				放送事業用	特定ラジオマイク用及びデジ
				放送					一般業務用	タル特定ラジオマイク用とす

5. 292 5. 293 5. 295	512-608 放送	5. 291 5. 298	放送 J88 J89 電気通信業務用 放送用	る。 エリア放送用とする。
		585-610 固定 移動 5. 296A		
5. 295 5. 297	608-614 電波天文 <u>移動衛星</u> (航 空移動衛星 (地 球から宇宙) を除く。)	放送 無線航行 5. 149 5. 305 5. 306 5. 307		
5. 149 5. 291A 5. 294 5. 296 5. 300 5. 304 5. 306 5. 311A	614-698 放送 <u>固定</u>	610-890 固定 移動 5. 296A 5. 313A 5. 317		
5. 312	694-790 移動 (航空移			

動を除く。)	5. 312A 5. 317	移動	A	放送			
	A						
放送	5. 308A 5. 309	5. 311A					
	698-806						
	移動 5. 317A						
	放送						
	固定						
5. 300 5. 311A							
5. 312							

710-714	陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオアーク用及びデジタル特定ラジオアーク用とする。
714-750	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
750-770	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。
770-806	移動 J93	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携

790-862		放送事業用	帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
固定		一般業務用	
移動（航空移動を除く。）			放送事業用及び一般業務用での使用は、平成31年3月31日までに限る。
5.316B 5.317			一般業務用での使用は特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とし、特定ラジオマイク用への割当ては779-788MHz帯及び797-806MHz帯に、デジタル特定ラジオマイク用への割当ては779-806MHz帯に限る。
A			
放送			
806-890		公共業務用	小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。
5.293 5.309			
5.311A			
806-810	移動	小電力業務用	
移動 5.317A			

放送 5.322	5.319 5.323	5.149 5.305	5.306 5.307	5.311A 5.320	890-942	890-942	890-942	895-915	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10ー2による。
放送 5.322	5.317 5.318	5.318 5.325	5.317A	5.317A	890-902	890-902	890-902	J67	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7ー4による。 簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用での使用はMCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、
					902-928	902-928	902-928				

5. 325A <u>無線標定</u>	5. 150 5. 325	915-930	移動 J68	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	割当ては905-915MHz帯に限るものとし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。 。一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
	5. 326				
928-942 固定 移動（航空移動を除く。） 5. 317A <u>無線標定</u>		J67			

						よる。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
			930-940 J67	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。
5.323	5.325	5.327	940-960 J67 J94	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-6による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使
942-960	942-960	942-960				
固定 移動（航空移動を除く。） 5.317A 放送 5.322	固定 移動 5.317A	固定 移動 5.317A 放送				

					<p>用は、平成30年3月31日までに限る。</p> <p>小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。</p> <p>一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。</p>
960-1164	航空無線航行	5.323	5.320	960-1164	航空無線航行
960-1164	航空無線航行	5.328	5.327A	960-1164	公共業務用
960-1164	航空移動 (R)	5.327A		960-1164	航空用DME用、タクシー用、ATCRBS用及びACCA

5. 328AA				S 用とし、割当ては別表 2-3 による。
----------	--	--	--	-----------------------

1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。)	1427-1429	固定 宇宙運用 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1427.9-1429MHz 帯に限る。
1429-1452	1429-1452	1429-1453	固定 J67	電気通信業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1429-1452.9MHz 帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5. 338A 5. 341	5. 338A 5. 341				

5. 342		5. 338A 5. 341				
1452-1492	1452-1492					
固定	固定	1453-1455. 35	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とする。	
移動 (航空移動を除く。)	移動 5. 343	J67	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
放送 5. 345	放送 5. 345	1455. 35-1475. 9	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1455. 35-1462. 9MHz帯に限る。	
放送衛星 5. 2	放送衛星 5. 208B 5. 345	J67				
08B 5. 345			移動 J108	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
				一般業務用	一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1455. 35-1465MHz帯に限るものとし、1503. 35-1513MHz帯と対の二周波	

5.341 5.342	5.341 5.344	5.341			ルMCA陸上移動通信用とし 割当ては1503.35-1513MHz z帯に限るものとし、1455.3 5-1465MHz z帯と対の二周波 方式に限る。
-------------	-------------	-------	--	--	--

1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341A 5.341B 5.341C	1427-1429	固定 宇宙運用 (地球から 宇宙) 移動 (航空移動を除 く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割 当ては1427.9-1429MHz z帯 に限る。
1429-1452	1429-1452	1429-1475.9	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割 当ては1429-1462.9MHz z帯 に限る。
1429-1452	固定 移動 (航空移 移動) 5.341B 5.341C 5.343	J67			

動を除く。)) 5. 341A 5. 338A 5. 341 5. 342	5. 338A 5. 341		移動 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1452-1492 固定 移動 (航空移動を除く。)) 5. 346 放送 放送衛星 5. 208B 08B 5. 341 5. 342 5. 345	1452-1492 固定 移動 5. 341B 5. 343 5. 346A 放送 放送衛星 5. 208B 5. 341 5. 344 5. 345	1475. 9-1518 J67 J94	固定 移動 電気通信業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1475. 9-1510. 9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。



1492-1518	1492-1518	1492-1518			
固定	固定	固定			
移動 (航空移動を除く。)	移動 5.341B	移動 5.341C			
5.341A	5.343				
5.341 5.342	5.341 5.344	5.341			

を

1559-1610	航空無線航行	1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98	公共業務用 一般業務用	
	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.208B 5.328B 5.329A		J100		
	5.341 5.362B 5.362C		航空無線航行	公共業務用	

1559-1610	航空無線航行	1559-1610	無線航行衛星 (宇宙)	公共業務用	
-----------	--------	-----------	-------------	-------	--

	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	5. 208B 5. 328B 5. 329A		から地球) (宇宙から宇宙)	J48 J98 J100	一般業務用 公共業務用	
	5. 341			航空無線航行		公共業務用	

2500-2520	2500-2520	2500-2520	2500-2535	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
固定 5. 410	固定 5. 410	固定 5. 410	J146 J147	移動衛星 (宇宙から地球) J145	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 携帯移動衛星通信とする。
移動 (航空移動を除く。)	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)				
5. 384A	5. 415	5. 415				
	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)				
	5. 384A	5. 384A				
		移動衛星 (宇宙から地球)				

			5. 351A 5. 407 5. 414 5. 414A
5. 412	5. 404	5. 404 5. 415A	
2520-2655	2520-2655	2520-2535	
固定 5. 410 移動 (航空移 動を除く。)	固定 5. 410 固定衛星 (宇 宙から地球)	固定 5. 410 固定衛星 (宇 宙から地球)	
5. 384A	5. 415	5. 415	
放送衛星 5. 4 13 5. 416	移動 (航空移 動を除く。)	移動 (航空移 動を除く。)	
	5. 384A	5. 384A	
	放送衛星 5. 4 13 5. 416	放送衛星 5. 4 13 5. 416	
		5. 403 5. 414A	

	5. 415A	2535-2655	2535-2545	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	
		固定 5. 410				
	5. 415A	移動（航空移動を除く。）	2545-2655	移動（航空移動を除く。） J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。
		移動を除く。）	J94			
		5. 384A				
		放送衛星 5. 4				
		13 5. 416				
		5. 339 5. 417A				
		5. 417B 5. 417				
		C 5. 417D 5.				
		5. 339 5. 412				
		5. 417C 5. 417				
		418 5. 418A				
		D 5. 418B 5.				
		5. 417D 5. 418				
		5. 418B 5. 418				
		B 5. 418C				
		C				
		418C				

2500-2520			2500-2520			2500-2520			2500-2535		
固定	5.410	固定	5.410	固定	5.410	J146	J147	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用		
移動 (航空移動を除く。)		固定衛星 (宇宙から地球)		固定衛星 (宇宙から地球)				移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、	
5.384A		5.415		5.415				J145	公共業務用	携帯移動衛星通信とする。	
		移動 (航空移動を除く。)		移動 (航空移動を除く。)							
		5.384A		5.384A							
		移動衛星 (宇宙から地球)		移動衛星 (宇宙から地球)							
		5.351A		5.407							
		5.414		5.414A							
5.412		5.404		5.404							
		5.415A									
2520-2655			2520-2655			2520-2535					
固定	5.410	固定	5.410	固定	5.410						

移動 (航空移動を除く。)	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)				
5.384A	5.415	5.415				
放送衛星 5.4	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)				
13 5.416	5.384A	5.384A				
	放送衛星 5.4	放送衛星 5.4				
	13 5.416	13 5.416				
		5.403 5.414A				
		5.415A				
		2535-2655	2535-2545	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
		固定 5.410				
		移動 (航空移動を除く。)	2545-2655	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。
		5.384A	J94	J148		

22

		放送衛星 5.4 13 5.416				
5.339 5.412		5.339 5.418				
5.418B 5.418	5.339 5.418B	5.418A 5.418				
C	5.418C	B 5.418C				

3300-3400	3300-3400	3300-3400	3300-3400	移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
無線標定	無線標定 <u>了了了</u>	無線標定 <u>了了了</u>	J36	無線標定	公共業務用	
5.149 5.429	<u>固定</u> <u>移動</u>					
5.430	5.149	5.149 5.429				
3400-3600	3400-3500	3400-3500	3400-3456	固定	電気通信業務用	
固定	固定	固定	J157	移動 (航空移動を除	放送事業用	

固定衛星 (字 宙から地球)	固定衛星 (字 宙から地球)	固定衛星 (字 宙から地球)		<。) ----- 固定衛星 (宇宙から 地球)	電気通信業務用 公共業務用	
<u>移動</u> 5.430A	<u>ア<チエ<</u>	<u>ア<チエ<</u>				
<u>無線標定</u>	<u>移動</u> 5.431A	<u>移動</u> 5.432B	3456-3600	固定衛星 (宇宙から 地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	<u>無線標定</u> 5.4	<u>無線標定</u> 5.4	J157	----- 移動 (航空移動を除 <。)	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-3による。
	33	33				
	5.582	5.282 5.432 5.432A				
	3500-3700	3500-3600				
	固定	固定				
	固定衛星 (字 宙から地球)	固定衛星 (字 宙から地球)				
	移動 (航空移 動を除く。)	移動 (航空移 動を除く。)				
	<u>無線標定</u> 5.4	5.433A				

を

5.431	33	無線標定 5.4 33				
3600-4200 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 宙から地球) <u>移動</u>	3600-3700 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.435	3600-4200 J158	固定衛星 (宇宙から地球) 地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用		

		J159	地球探査衛星 (受動)) 宇宙研究 (受動)	一般業務用	
5. 439	5. 440				

3300-3400	3300-3400	3300-3400	3300-3400	移動	電気通信業務用	
無線標定	無線標定	無線標定	J36	無線標定	公共業務用	
	<u>了</u> <u>了</u> <u>了</u>	<u>了</u> <u>了</u> <u>了</u>			一般業務用	
	<u>固定</u>	<u>移動</u>			公共業務用	
5. 149 5. 429		5. 149 5. 429				
5. 429A 5. 429	5. 149 5. 429C	5. 429E 5. 429				
B 5. 430	5. 429D	F				
3400-3600	3400-3500	3400-3500	3400-3456	固定	電気通信業務用	
固定	固定	固定	J157	移動 (航空移動を除く。)	放送事業用	
固定衛星 (字)	固定衛星 (字)	固定衛星 (字)				

宙から地球)	宙から地球)	宙から地球)	3456-3600	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	<u>ア</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> 移動 5.432		固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
5.430A	5.431A 5.431	5.432B	J157	地球)	公共業務用	
<u>無線標定</u>	B	<u>無線標定</u> 5.4		移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
	<u>ア</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> <u>無線標定</u> 5.4	33				
	33					
	5.282	5.282 5.432A				
	3500-3600	3500-3600				
	固定	固定				
	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)				
	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)				

5.431	5.431B <u>無線標定</u> 5.4	5.433A <u>無線標定</u> 5.4				
3600-4200	3600-3700	3600-3700	3600-4200	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
固定	固定	固定	J158	地球)	公共業務用	
固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)		移動	電気通信業務用	
<u>移動</u>	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)				
	5.434	<u>無線標定</u>				
	<u>無線標定</u> 5.4					
	33	5.435				
	3700-4200					
	固定					
	固定衛星 (宇宙から地球)					
	移動 (航空移動を除く。)					

4200-4400	航空移動 (R) 5.436 航空無線航行 5.438	4200-4400 J159	航空移動 (R) J15 9A 航空無線航行 J160 <u>地球探査衛星</u> (受動)) <u>宇宙研究</u> (受動)	公共業務用 一般業務用	
5.437 5.439 5.440					

4800-4990	固定 移動 5.440A 5.442 <u>電波天文</u>	4800-4900 J36	移動 J162 <u>電波天文</u>	電気通信業務用	
		4900-5000 J36 J106	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	5GHz帯無線アクセスシステム用とし、割当ては別表11-2による。
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 <u>宇宙研究</u> (受動)		<u>電波天文</u>		

を

5.149				
-------	--	--	--	--

4800-4990	固定	4800-4900	移動 J162	電気通信業務用	
	移動 5.440A 5.441A 5.441B 5.4		<u>電波天文</u>		
42	<u>電波天文</u>	4900-5000	移動 J162	電気通信業務用	5GHz帯無線アクセスシステム用とし、割当ては別表11-2による。
				公共業務用 放送事業用 小電力業務用	
5.149 5.339 5.443			<u>電波天文</u>	一般業務用	
4990-5000	固定				
	移動 (航空移動を除く。)				
	電波天文				
	<u>宇宙研究 (受動)</u>				
5.149					

5091-5150	航空移動 5.444B	5091-5150	固定衛星 (地球から	電気通信業務用
	航空移動衛星 (R) 5.443AA		宇宙) J168	
	航空無線航行		航空移動 J166	
			航空移動衛星 (R)	公共業務用
			J163	公共業務用
	5.444 5.444A		航空無線航行	

を

5091-5150	固定衛星 (地球から宇宙)	5091-5150	固定衛星 (地球から	電気通信業務用
	航空移動 5.444B		宇宙) J168	
	航空移動衛星 (R) 5.443AA		航空移動 J166	
	航空無線航行		航空移動衛星 (R)	
	5.444		J163	
			航空無線航行	

に

5725-5830	5725-5830	5725-5770	移動	公共業務用	
固定衛星 (地	無線標定	J37		一般業務用	

球から宇宙)	無線標定	<u>アマチュア</u>	無線標定	<u>アマチュア</u>	公共業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表11-3による。
<u>アマチュア</u>				移動	公共業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表11-3による。
5.150 5.451					小電力業務用	小電力業務用での使用は狭域通信システム用とし、割当ては別表8-8及び別表8-9による。
5.453 5.455					一般業務用	
5.456		5.150 5.453 5.455				
5830-5850	5830-5850	<u>アマチュア</u>	無線標定			
固定衛星(地球から宇宙)	無線標定	<u>アマチュア</u>				
無線標定	<u>アマチュア衛星</u> (宇宙から地球)		無線標定		公共業務用	
<u>アマチュア</u>						
<u>アマチュア衛星</u>				<u>アマチュア</u> J185	<u>アマチュア</u> 業務用	
<u>星</u> (宇宙から地球)						

5. 150 5. 451				
5. 453 5. 455				
5. 456	5. 150 5. 453 5. 455			

5725-5830	5725-5830	5725-5770	移動	公共業務用 一般業務用	
固定衛星 (地 球から宇宙)	無線標定 <u>アパチユア</u>	J37	無線標定 ----- <u>アパチユア</u>	公共業務用 ----- アパチユア業務用	
無線標定					
<u>アパチユア</u>		5770-5850	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用の うち、狭域通信システムの基 地局への割当ては、別表11- 3による。
5. 150 5. 451		J37			小電力業務用での使用は狭域 通信システム用とし、割当て は別表 8 - 8 及び別表 8 - 9 による。
5. 453 5. 455	5. 150 5. 453 5. 455				
5830-5850	5830-5850				
固定衛星 (地 球から宇宙)	無線標定 <u>アパチユア</u>				
無線標定	<u>アパチユア</u> 衛星 (宇宙から地球)				

<u>ア</u> <u>ラ</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> <u>ラ</u> <u>ラ</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> <u>衛</u> <u>星</u> (宇宙から 地球)		無線標定		
		----- <u>ア</u> <u>ラ</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> J185	公共業務用	
	5. 150 5. 451 5. 453 5. 455	5. 150 5. 453 5. 455		

5925-6700	固定 5. 457	5925-6425	固定	電気通信業務用	
	固定衛星 (地球から宇宙) 5. 457A	-----	-----	-----	-----
	5. 457B	固定衛星 (地球から宇宙) J186	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
	移動 5. 457C	6425-6570	固定	電気通信業務用	
		J187	-----	放送事業用	
			固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
			-----	公共業務用	
			移動	放送事業用	

6700-7075	5. 149 5. 440 5. 458	6570-6870	固定	電気通信業務用
	固定 固定衛星 (地球から宇宙か ら地球) 5. 441 移動	J187A	固定衛星 (地球から 宇宙) J161	公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用
5. 458 5. 458A 5. 458B 5. 458C		6870-7075	固定	電気通信業務用
			放送事業用	
			固定衛星 (地球から 宇宙) J161	電気通信業務用
			移動	公共業務用 放送事業用

5925-6700	5. 457	5925-6425	固定	電気通信業務用
	固定衛星 (地球から宇宙) 5. 457A		固定衛星 (地球から 宇宙) J186	電気通信業務用 公共業務用
	5. 457B			
移動 5. 457C		6425-6570	固定	電気通信業務用

6700-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) から地球) 5.441 移動	6570-6870	J187A	固定	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
		J187		移動		放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
5.458 5.458A 5.458B		6870-7075		固定	固定衛星 (地球から宇宙) J161	電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
				移動			

12

7145-7235	固定	7145-7235	固定	公共業務用	
	移動		移動		
7235-7250	固定	7235-7250	固定	公共業務用	
	移動		移動		
7250-7300	固定	7250-7425	固定	公共業務用	
	移動		固定衛星 (宇宙から地球)		
7300-7450	固定	7425-7750	固定	電気通信業務用	
	移動		固定衛星 (宇宙から地球)		

を

<p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>5. 461</p>	<p>J187A J189B</p>	<p>公共業務用 放送事業用 一般業務用</p>	
<p>7450-7550</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>気象衛星 (宇宙から地球)</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>5. 461A</p>		<p>固定衛星 (宇宙から地球)</p>	<p>電気通信業務用 公共業務用</p>
<p>7550-7750</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p>			
<p>7145-7190</p> <p>固定</p> <p>移動</p> <p>宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)</p>	<p>7145-7190</p>	<p>固定</p> <p>移動</p> <p>宇宙研究 (地球から)</p>	<p>公共業務用</p> <p>公共業務用</p>

)) 5. 458 5. 459		宇宙) J188	一般業務用	
7190-7235 固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5. 4 60A 5. 460B 宇宙研究 (地球から宇宙) 5. 460 5. 458 5. 459	7190-7235	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) J188A J188B 宇宙研究 (地球から宇宙) J188	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
7235-7250 固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5. 4 60A 5. 458	7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) J188A	公共業務用	

<p>7250-7300</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>移動</p> <p>5.461</p>	<p>7250-7425</p> <p>J189 J189A</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p>	<p>公共業務用</p> <p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p>	
<p>7300-7375</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>5.461</p>			
<p>7375-7450</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.4</p> <p>61AA 5.461AB</p>	<p>7425-7750</p> <p>J187A J189B</p> <p>固定</p>	<p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p> <p>放送事業用</p> <p>一般業務用</p>	
<p>7450-7550</p> <p>固定</p>	<p>固定衛星 (宇宙から</p>	<p>電気通信業務用</p>	

<p>固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.4 61AA 5.461AB 気象衛星 (宇宙から地球) 5.461A</p>		地球)	公共業務用	
<p>7550-7750 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.4 61AA 5.461AB</p>		航空無線航行 J104 <u>無線標定</u>	公共業務用	
<p>9000-9200 航空無線航行 5.337 <u>無線標定</u></p>	9000-9200 J195	航空無線航行 J104 <u>無線標定</u>	公共業務用	

を

	5. 471 5. 473A					
9200-9300	無線標定 海上無線航行 5. 472	9200-9300 J194	海上無線航行 ----- 無線標定	公共業務用 ----- 公共業務用	公共業務用 ----- 公共業務用	捜索救助用レーダートランス ----- ポンド用とする。
9300-9500	無線航行 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) <u>無線標定</u> 5. 427 5. 474 5. 475 5. 475A 5. 47 5B 5. 476A	9300-9500 J197 J198 J 199	海上無線航行 J154 ----- 航空無線航行 J196 ----- <u>無線標定</u>	公共業務用 ----- 一般業務用 ----- 公共業務用 ----- 一般業務用	公共業務用 ----- 一般業務用 ----- 公共業務用 ----- 一般業務用	捜索救助用レーダートランス ポンド用及び船舶無線航行用 レーダー用とする。

9000-9200	航空無線航行 5. 337 無線標定	9000-9200 J195	航空無線航行 J104 <u>無線標定</u>	公共業務用	
-----------	-----------------------	-------------------	----------------------------	-------	--

	5. 471 5. 473A					
9200-9300	海上無線航行 5. 472 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5. 474A 5. 4 74B 5. 474C 5. 473 5. 474 5. 474D	9200-9300 J194	海上無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用	捜索救助用レーダートランス ポンダ用とする。	
9300-9500	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 5. 427 5. 474 5. 475 5. 475A 5. 47 5B 5. 476A	9300-9500 J197 J198 J 199	海上無線航行 J154 航空無線航行 J196 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランス ポンダ用及び船舶無線航行用 レーダー用とする。 航空機無線航行用レーダー用 とする。	
9800-9900	無線標定	9800-10000	固定	公共業務用		

」

9900-10000	無線標定	J200 J201 J 202	無線標定	一般業務用		
	地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) <u>固定</u>					
9800-9900	無線標定	9800-10000	固定	公共業務用		
	<u>固定</u>					無線標定
	地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)					
5.477 5.478 5.478A 5.478B	5.477 5.478 5.479	J 202	無線標定	一般業務用		

を

に

9900-10000	無線標定	地球探査衛星（能動） 74B 5.474C <u>固定</u>	5.474A 5.4				
		5.474D 5.477 5.478 5.479					

改める。

第2の第3表中

10-10.45	10-10.45	10-10.45	10-10.25	無線標定	公共業務用 一般業務用	
固定	無線標定	固定	J202	----- アパチユア	アパチユア業務用	
移動	アパチユア	移動		固定	放送事業用	
無線標定		無線標定	10.25-10.45	移動		
アパチユア		アパチユア				
5.479	5.479 5.480	5.479				

を

10-10.4	10-10.4	10-10.4	10-10.25	無線標定	公共業務用	
固定	無線標定	固定	J202	----- テラチユア	一般業務用	
移動	地球探査衛星	移動			テラチユア業務用	
無線標定	(能動) 5.4	無線標定	10.25-10.45	固定	放送事業用	
地球探査衛星	74A 5.474B	地球探査衛星		移動		
(能動) 5.4	5.474C	(能動) 5.4				
74A 5.474B	<u>テラチユア</u>	74A 5.474B				
5.474C		5.474C				
<u>テラチユア</u>	5.474D 5.479	<u>テラチユア</u>				
5.474D 5.479	5.480	5.474D 5.479				
10.4-10.45	10.4-10.45	10.4-10.45				
固定	無線標定	固定				
移動	<u>テラチユア</u>	移動				
無線標定		無線標定				
<u>テラチユア</u>	5.480	<u>テラチユア</u>				

10.7-11.7	10.7-11.7	10.7-11.7	10.7-11.7	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
固定	固定					
固定衛星	固定衛星 (宇宙から地球)	5.441		固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
(宇宙から地球)	5.484A			地球) J161 J206	公共業務用	
球) 5.441	移動 (航空移動を除く。)			移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	臨時回線用とする。
5.484A						
(地球から宇宙)	5.484					
移動 (航空移動を除く。)						
11.7-12.5	11.7-12.1	11.7-12.2	11.7-12.2	放送 J15	放送用	
固定	固定 5.486	固定	J204 J205	放送衛星 J15	放送用	割当ては、別表1-2による。
移動 (航空移動を除く。)	固定衛星 (宇宙から地球)	移動 (航空移動を除く。)				
放送	5.484A 5.488	放送				

放送衛星 5.4	92	移動 (航空移動を除く。)	92	放送衛星 5.4	12.2-12.5	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、衛星補助放送の放送番組中継用とする。
		12.1-12.2						
		固定衛星 (宇宙から地球)						
		5.484A 5.488						
		5.485 5.489						
		12.2-12.7						
		固定						
		移動 (航空移動を除く。)						
		放送						
		放送衛星 5.4						

5. 487 5. 487A	92	5. 487A 5. 488	放送	12. 5-12. 75	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
12. 5-12. 75	固定衛星 (宇宙から地球)	5. 490	放送	12. 5-12. 75	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
5. 494 5. 495	移動 (航空移動を除く。)	5. 484A	放送衛星 5. 4	12. 5-12. 75	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 放送用	
5. 496	移動 (航空移動を除く。)	放送衛星 5. 4	放送衛星 93	12. 5-12. 75	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 放送用	
10. 7-10. 95	10. 7-10. 95	10. 7-11. 7	固定	電気通信業務用			

<p>固定</p> <p>固定衛星</p> <p>(宇宙から地球)</p> <p>5.441</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p>	<p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>5.441</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p>	<p>公共業務用</p> <p>一般業務用</p> <p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p> <p>電気通信業務用</p>	<p>臨時回線用とする。</p>
<p>10.95-11.2</p> <p>固定</p> <p>固定衛星</p> <p>(宇宙から地球)</p> <p>5.484A</p> <p>5.484B</p> <p>(地球から宇宙)</p> <p>5.484</p>	<p>10.95-11.2</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>5.484A</p> <p>5.484B</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p>	<p>移動 (航空移動を除く。)</p>	

移動 (航空移動を除く。)	
11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441	11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 (航空移動を除く。)
11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A	11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)

<p>5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)</p>				<p>放送 J15 放送衛星 J15</p>	<p>放送用</p>	
<p>11.7-12.5 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.4 92</p>	<p>11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484 B 5.488 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.485</p>	<p>11.7-12.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.4 92</p>	<p>11.7-12.2 J204 J205</p>	<p>放送用</p>	<p>割当ては、別表1-2による。</p>	
	<p>12.1-12.2</p>					

<p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>5.484A 5.484</p> <p>B 5.488</p>	<p>5.485 5.489</p>	<p>5.487 5.487A</p>		<p>固定</p>	<p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p> <p>一般業務用</p>	
<p>12.2-12.7</p> <p>固定</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>放送</p> <p>放送衛星 5.4</p> <p>92</p>	<p>12.2-12.5</p> <p>固定</p> <p>固定衛星 (宇宙から地球)</p> <p>5.484B</p> <p>移動 (航空移動を除く。)</p> <p>放送</p>	<p>12.2-12.5</p>	<p>固定</p>	<p>固定衛星 (宇宙から地球) J206 J208</p> <p>-----</p> <p>移動衛星 (宇宙から地球)</p> <p>-----</p> <p>放送衛星 J88</p>	<p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p> <p>放送事業用</p> <p>-----</p> <p>電気通信業務用</p> <p>公共業務用</p> <p>-----</p> <p>電気通信業務用</p> <p>放送用</p>	<p>放送事業用での使用は、衛星補助放送の放送番組中継用とする。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

5. 487 5. 487A	5. 487A 5. 488	5. 484A 5. 487		<u>放送衛星</u> J15	放送用	
12. 5-12. 75	5. 490	12. 5-12. 75	12. 5-12. 75	固定衛星 (宇宙から地球) J206	電気通信業務用 公共業務用	
固定衛星 (宇宙から地球) 5. 484A	12. 7-12. 75 固定	固定	固定衛星 (宇宙から地球)	<u>移動衛星</u> (宇宙から地球)		
5. 484B (地球から宇宙)	移動 (航空移動を除く。)	B 移動 (航空移動を除く。)		放送衛星 J88	電気通信業務用 放送用	
5. 494 5. 495		放送衛星 5. 4		放送衛星 J15	放送用	
5. 496		93				
13. 4-13. 75	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 5. 501A		13. 4-13. 75	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動)	公共業務用 一般業務用	
	<u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)					

) 5. 499 5. 500 5. 501 5. 501B		宇宙研究 ----- <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 -----	-----
-----------------------------------	--	---	----------------	-------

13. 4-13. 65 固定衛星 (宇 宙から地球) 5. 499A 5. 499 B 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5. 4 99C 5. 499D <u>標準周波数報 時衛星</u> (地球	13. 4-13. 65 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5. 499C 5. 499D <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	13. 4-13. 65 J212	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J212A J2 12B ----- <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用 -----	-----
--	--	----------------------	--	---	-------

から宇宙) 5.499 5.499E 5.500 5.501 5.501B	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.501A <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙) 5.499 5.500 5.501 5.501B	13.65-13.75	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J211 <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
14-14.25	固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 無線航行 5.504	14-14.4	固定衛星 (地球から 宇宙) J186 J206	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、 放送用のフレイダリンク用を 含む。

<p>球から宇宙) 5. 457A 5. 457 B 5. 484A 5. 506 5. 506B 移動 (航空移 動を除く。) <u>移動衛星</u> (地 球から宇宙) 5. 506A <u>無線航行衛星</u> A 5. 509A 5. 504B 5. 506 5. 504A</p>	<p>5. 457A 5. 484 A 5. 506 5. 5 06B <u>移動衛星</u> (地 球から宇宙) 5. 506A <u>無線航行衛星</u> 5. 504A</p>	<p>球から宇宙) 5. 457A 5. 484 A 5. 506 5. 5 06B 移動 (航空移 動を除く。) <u>移動衛星</u> (地 球から宇宙) 5. 506A <u>無線航行衛星</u> A 5. 509A 5. 504B 5. 506 5. 504A</p>	<p>14. 4-14. 47</p>	<p>固定 固定衛星 (地球から 宇宙) J186 J206</p>	<p>電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用</p>	<p>電気通信業務用での使用は、 放送用のフアイダリンク用を</p>
<p>14. 4-14. 47</p>	<p>固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5. 457B 5. 484A 5. 506 5. 506B</p>	<p>5. 457A 5. 484 5. 457A 5. 484 5. 506 5. 5 06B</p>	<p>14. 4-14. 47 J207</p>	<p>固定 固定衛星 (地球から 宇宙) J186 J206</p>	<p>電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用</p>	<p>電気通信業務用での使用は、 放送用のフアイダリンク用を</p>

移動（航空移動を除く。）	移動衛星（地球から宇宙） 5. 504B	5. 506A 5. 509A	宇宙研究（宇宙から地球）	放送事業用	含む。
					放送事業用での使用は、衛星 基幹放送局のフアイダリンク 用とする。
移動（航空移動を除く。）	移動衛星（地球から宇宙）	移動衛星（地球から宇宙）	移動衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 臨時回線用に限る。
					5. 504A

14-14. 25	固定衛星（地球から宇宙） 5. 457A	5. 457B 5. 484A 5. 484B 5. 506 5. 506B	無線航行 5. 504	移動衛星（地球から宇宙） 5. 504B	5. 504C 5. 506A	宇宙研究	14-14. 4	固定衛星（地球から宇宙）	J186 J206	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、 放送用のフアイダリンク用を 含む。
							J207	宇宙）	放送事業用	放送事業用での使用は、衛星 基幹放送局のフアイダリンク 用とする。	
				移動衛星（地球から		電気通信業務用					

5. 504A 5. 505		
14. 25-14. 3	固定衛星 (地球から宇宙)	5. 457A
	5. 457B 5. 484A 5. 484B 5. 506 5. 506B	
	無線航行 5. 504	
	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 504B	
	5. 506A 5. 508A	
	<u>宇宙研究</u>	
	5. 504A 5. 505 5. 508	
14. 3-14. 4	14. 3-14. 4	14. 3-14. 4
固定	固定衛星 (地球から宇宙)	固定
固定衛星 (地球から宇宙)	5. 457A 5. 484	固定衛星 (地球から宇宙)
5. 457A 5. 457	A 5. 484B 5.	5. 457A 5. 484

宇宙) J215

公共業務用

B 5. 484A 5.	506 5. 506B	A 5. 484B 5.				
484B 5. 506	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	506 5. 506B				
5. 506B	地球から宇宙)	移動 (航空移動を除く。)				
移動 (航空移動を除く。)	<u>無線航行衛星</u>	移動衛星 (地球から宇宙)				
移動衛星 (地球から宇宙)	5. 504B 5. 506	A 5. 509A				
5. 504B 5. 506	A 5. 509A	<u>無線航行衛星</u>				
A 5. 509A	<u>無線航行衛星</u>	5. 504A				
5. 504A	5. 504A	5. 504A				
14. 4-14. 47	固定	14. 4-14. 47	14. 4-14. 47	固定	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、
固定衛星 (地球から宇宙)	5. 457A	5. 457A	J207	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	放送用のフリーダリソク用を
5. 457B 5. 484A 5. 484B 5. 506 5.	506B	506B		宇宙) J186 J206	公共業務用	含む。
506B	506B	506B			放送事業用	

5. 504A	移動 (航空移動を除く。)	5. 504B	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	放送事業用での使用は、衛星 基幹放送局のフレイズリンク 用とする。			
	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)					移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、 臨時回線用に限る。
	5. 506A 5. 509A					<u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	公共業務用	公共業務用
5. 504A		J215	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用	公共業務用			

14. 5-14. 8	固定	14. 5-15. 35	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、衛星 基幹放送局のフレイズリンク 用とする。		
	固定衛星 (地球から宇宙)					公共業務用	公共業務用
	移動					一般業務用	電気通信業務用での使用は、 臨時回線用とする。
14. 8-15. 35	固定		移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、 臨時回線用とする。		
	移動		<u>宇宙研究</u>	公共業務用	公共業務用での使用は、画像 伝送用とする。		

	移動 <u>宇宙研究</u> 5. 5 09G				
14. 8-15. 35	固定 移動 <u>宇宙研究</u> 5. 339				

15. 4-15. 43	無線標定 5. 511E 5. 511F 航空無線航行 5. 511D	15. 4-15. 43 J216	航空無線航行 無線標定 J219 J22 0	公共業務用	
--------------	---	--------------------------	--------------------------------------	-------	--

15. 4-15. 43	無線標定 5. 511E 5. 511F 航空無線航行	15. 4-15. 43	航空無線航行 無線標定 J219 J22	公共業務用	
--------------	------------------------------------	--------------	-----------------------------	-------	--

に、

を

				0		
--	--	--	--	---	--	--

15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F	15.63-15.7	航空無線航行	無線標定 J219 J22	公共業務用	
	航空無線航行	J216	無線標定 J219 J22	0		
	5.511D					

を

15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F	15.63-15.7	航空無線航行	無線標定 J219 J22	公共業務用	
	航空無線航行		無線標定 J219 J22	0		

を

19.7-20.1	19.7-20.1	19.7-20.1	19.7-20.1	固定 J231	電気通信業務用	
固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)		移動 J231	電気通信業務用	
5.484A 5.516	5.484A 5.516	5.484A 5.516		固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232	公共業務用	
B	B	B		移動衛星 (宇宙から)		

を

移動衛星 (宇宙から地球)	移動衛星 (宇宙から地球)	移動衛星 (宇宙から地球)	地球)	電気通信業務用	
	5. 524	5. 528 5. 529			5. 524
	5. 524 5. 525	5. 526 5. 527			
20. 1-20. 2	固定衛星 (宇宙から地球)	5. 484A	20. 1-20. 2	固定 J231	電気通信業務用
	5. 516B		J233 J234 J	移動 J231	
	移動衛星 (宇宙から地球)		235 J236	固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232	電気通信業務用 公共業務用
	5. 524 5. 525 5. 526 5. 527 5. 528			移動衛星 (宇宙から地球)	

19. 7-20. 1	19. 7-20. 1	19. 7-20. 1	19. 7-20. 1	固定 J231	電気通信業務用
固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)	固定衛星 (宇宙から地球)		移動 J231	
				固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用

5.484A 5.484	5.484A 5.484	5.484A 5.484	地球) J206 J232	公共業務用	
B 5.516B 5.	B 5.516B 5.	B 5.516B 5.	<u>移動衛星</u> (宇宙から地球)		
527A	527A	527A	地球)		
<u>移動衛星</u> (宇宙から地球)	<u>移動衛星</u> (宇宙から地球)	<u>移動衛星</u> (宇宙から地球)			
5.524	5.528 5.529	5.524			
5.524 5.525	5.524 5.525				
5.526 5.527	5.526 5.527				
5.524	5.528 5.529	5.524			
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球)	5.484A	20.1-20.2	固定 J231	電気通信業務用
5.484B 5.516B 5.527A	5.484B 5.516B 5.527A		J233 J234 J	<u>移動</u> J231	
移動衛星 (宇宙から地球)	移動衛星 (宇宙から地球)		235 J236	----- 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232	電気通信業務用 公共業務用
5.524 5.525 5.526 5.527 5.528				移動衛星 (宇宙から地球)	

11

21.4-22	21.4-22	21.4-22	21.4-22	21.4-22	固定	公共業務用
固定	固定	固定	J237 J238 J	移動		
移動	移動	移動	239 J240	放送 J15	放送用	
放送衛星 5.2		放送衛星 5.2		放送衛星 J15 J48		
08B		08B				
5.530A 5.530		5.530A 5.530				
B 5.530C 5.	5.530A 5.530	B 5.530C 5.				
530D	C	530D 5.531				

を

21.4-22	21.4-22	21.4-22	21.4-22	21.4-22	固定	公共業務用
固定	固定	固定	J237 J238 J	移動		
移動	移動	移動	240	放送 J15	放送用	
放送衛星 5.2		放送衛星 5.2		放送衛星 J15 J48		
08B		08B				

に

5. 530A 5. 530	5. 530A	5. 530A 5. 530			
B 5. 530D	5. 530A	B 5. 530D 5. 531			

29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232	電気通信業務用 公共業務用
固定衛星 (地球から宇宙)	固定衛星 (地球から宇宙)	固定衛星 (地球から宇宙)	J233 J234 J	移動衛星 (地球から宇宙) 251	
5. 484A 5. 516	5. 484A 5. 516	5. 484A 5. 516		宇宙) 固定 J256	電気通信業務用
B 5. 539	B 5. 539	B 5. 539		移動 J256	公共業務用
<u>地球探査衛星</u>	移動衛星 (地球から宇宙)	<u>地球探査衛星</u>		<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J253	一般業務用
(地球から宇宙) 5. 541	<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5. 541	(地球から宇宙) 5. 541			
<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	(地球から宇宙) 5. 541	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)			
5. 525 5. 526					

を

5. 540 5. 542	5. 527 5. 529	5. 540 5. 542	5. 540 5. 542				
29. 9-30	固定衛星 (地球から宇宙)	5. 484A	29. 9-30	固定衛星 (地球から宇宙)	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
5. 516B 5. 539	移動衛星 (地球から宇宙)		J233 J234 J	宇宙) J206 J232	公共業務用		
<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙)	5. 5		235 J250 J251	移動衛星 (地球から宇宙)			
41 5. 543				<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用		
5. 525 5. 526 5. 527 5. 538 5. 540				J253 J	一般業務用		
5. 542				257			

29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	29. 5-29. 9	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
固定衛星 (地球から宇宙)	固定衛星 (地球から宇宙)	固定衛星 (地球から宇宙)	J233 J234 J	宇宙) J206 J232	公共業務用	
5. 484A 5. 484	5. 484A 5. 484	5. 484A 5. 484	251	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙)		
B 5. 516B 5.	B 5. 516B 5.	B 5. 516B 5.		<u>固定</u> J256	電気通信業務用	

527A 5.539	527A 5.539	527A 5.539		<u>移動</u> J256	公共業務用	
<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541	移動衛星 (地球から宇宙) 5.541	<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541		<u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J253	一般業務用	
<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.542	(地球から宇宙) 5.541	<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.542				
29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙) 5.484B 5.516B 5.527A 5.539	固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A	29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙) J233 J234 J206 J232	電気通信業務用 公共業務用	
	移動衛星 (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 41 5.543	移動衛星 (地球から宇宙) 5.5	235 J250 J251	移動衛星 (地球から宇宙) ----- <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J253 J	----- 公共業務用 一般業務用	

5. 525 5. 526 5. 527 5. 538 5. 540		257	
5. 542			

77. 5-78	アヰチユア アヰチユア衛星 <u>電波天文</u> 宇宙研究 (宇宙から地球)	77. 5-78 J36	アヰチユア アヰチユア衛星 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) <u>電波天文</u>	アヰチユア業務用 <u>公共業務用</u> 一般業務用	
5. 149					

を

77. 5-78	アヰチユア アヰチユア衛星 無線標定 5. 559B <u>電波天文</u> 宇宙研究 (宇宙から地球)	77. 5-78 J36	アヰチユア アヰチユア衛星 無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	アヰチユア業務用 <u>小電力業務用</u> <u>公共業務用</u> 一般業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別表 9-11による。
----------	--	-----------------	--	--	----------------------------

に

改める。

第2の国内周波数分配の脚注J48中「WRC-07」を「WRC-15」に改め、同脚注J56からJ59までを次のように改める。

J56

移動衛星業務による149.9-150.05MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J57 (未使用)

J58 (未使用)

J59 (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注J63の次に次のように加える。

J63A

海上移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9375-161.9625MHz及び161.9875-162.0125MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

第2の国内周波数分配の脚注J68中「WRC-07、」を「WRC-15、」とし、「WRC-07）」を「WRC-15、改）」に改め、同脚注J80中「この周波数の」を「410-420MHzの周波数帯の」

「の軌道上から5kmの範囲内の通信」を「による宇宙から宇宙への通信」に改め、同脚注J83中「この周波数帯の」を「432-438MHzの周波数帯の」に改め、同脚注J96を次のように改める。

J96 (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注J108を次のように改める。

J108 (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注J137中「WRC-97」を「WRC-15」と、「WRC-2000」を「WRC-15、改」に改め、同脚注J141中「S.A. 1154」を「S.A. 1154-0」に改め、同脚注J159の次に次のように加える。

J159A

航空移動業務 (R) の局による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第424 (WRC-15) の規定に従うものとする。

第2の国内周波数分配の脚注J160中「この周波数帯の」を「4200-4400MHzの周波数帯の」に改め、同J160ただし書を削り、同脚注J166中「この周波数帯の」を「5091-5150MHzの周波数帯の」と、「WRC-12」を「WRC-15」に改め、同脚注J178中「この周波数帯は」を「5250-5350MHzの周波数帯は」と、「F. 1613」を「F. 1613-0」に改め、同脚注J179中「この周波数帯」を「5250-535

0MHzの周波数帯」及び「M. 1638」や「M. 1638-0」及び「S A. 1632」や「R S. 1632-0」及び「宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145-7190MHzの周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射」や「深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射」並びに「J88の次に次のように定める。

J188A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による7190-7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B

7190-7235MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43

A号を適用しない。

第2の国内周波数分配の脚注J²⁰⁸中「12.44GHz」を「12.5GHz」に改め、同脚注J²¹²の次に次のように加える。

J212A

13.4-13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

- 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）で運用される衛星システム
 - 能動宇宙検知器
 - 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）で運用される衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212B

13.4-13.65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

第2の国内周波数分配の脚注J 216を次のように改める。

J216 (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注J 218中「S・1340」を「S・1340-0」に改め、同脚注J 221中「母音動検知器」を「音源母音器」に改め、同脚注J 239を次のように改める。

J239 (未使用)

第2の別表3-2を次のように改める。

(別紙参照)

第2の別表3-3中「(平成29年1月1日から適用する。)」を削り、同表に次のように加える。

5 本表の周波数帯のうち4154-4219kHz、6235-6330.5kHz、8302-8436kHz、12370-12656.5kHz、16551-16902.5kHz、18848-18898kHz、19681-19703kHz、22182-22443.5kHz及び25123-25208kHzの使用は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件に船舶局(40ボーを超えない速度のA1Aモース電信の呼出及び通信並びに広帯域電信、フアクシミリ及び特別の伝送方式による通信並びに狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信(FSKの場合は100ボー、PSKの場合は200ボーを超えない速度の場合に限る。)を行うものに限る。)又は海岸局(狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信(FSKの場合は100ボー、PSKの場合は200ボーを超えない速度の場合に限る。)を行うものに限る。)に割り当てることができる。

第2の別表3-4を次のように改める。

別表3-4 156.025-162.025MHz帯海上移動無線通信業務の周波数表

チャネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶相互 間	港務通信及び船舶通 航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
60	(m)	156.025	160.625		○	○	○

	68		156. 425	156. 425		<input type="radio"/>		
09	(i)	156. 450	156. 450		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
69		156. 475	156. 475		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
10	(h), (q)	156. 500	156. 500		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
70	(f), (j)	156. 525	156. 525		遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選 択呼出し			
11	(q)	156. 550	156. 550			<input type="radio"/>		
71		156. 575	156. 575			<input type="radio"/>		
12		156. 600	156. 600			<input type="radio"/>		
72	(i)	156. 625			<input type="radio"/>			
13	(k)	156. 650	156. 650		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
73	(h), (i)	156. 675	156. 675		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
14		156. 700	156. 700			<input type="radio"/>		
74		156. 725	156. 725			<input type="radio"/>		
15	(g)	156. 750	156. 750		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
75	(n), (s)	156. 775	156. 775			<input type="radio"/>		

16		(f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
	76	(h), (s)	156.825	156.825		<input type="radio"/>		
17		(g)	156.850	156.850	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	77		156.875		<input type="radio"/>			
18		(m)	156.900	161.500	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	78	(m)	156.925	161.525	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
1078			156.925	156.925	<input type="radio"/>			
	2078	(mm)		161.525	<input type="radio"/>			
19		(m)	156.950	161.550	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
1019			156.950	156.950	<input type="radio"/>			
	2019	(mm)		161.550	<input type="radio"/>			
	79	(m)	156.975	161.575	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
1079			156.975	156.975	<input type="radio"/>			
	2079	(mm)		161.575	<input type="radio"/>			
20		(m)	157.000	161.600	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
1020			157.000	157.000	<input type="radio"/>			

1084	(w), (ww), (x), (xx)	157.225						
2084	(w), (ww), (x), (xx)	161.825	161.825		○**			
25	(w), (ww), (x), (xx)	157.250	161.850			○	○	○
1025	(w), (ww), (x), (xx)	157.250						
2025	(w), (ww), (x), (xx)	161.850	161.850		○**			
85	(w), (ww), (x), (xx)	157.275	161.875			○	○	○
1085	(w), (ww), (x), (xx)	157.275						
2085	(w), (ww), (x), (xx)	161.875	161.875		○**			

26		(w), (ww), (x)	157.300	161.900				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1026		(w), (ww), (x)	157.300							
2026		(w), (ww), (x)		161.900						
86		(w), (ww), (x)	157.325	161.925				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1086		(w), (ww), (x)	157.325							
2086		(w), (ww), (x)		161.925						
27		(z), (zx)	157.350	161.950					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1027		(z), (zz)	157.350	157.350				<input type="radio"/>		
2027*		(z)	161.950	161.950						
87		(z), (zz)	157.375	157.375				<input type="radio"/>		
28		(z), (zx)	157.400	162.000					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1028		(z), (zz)	157.400	157.400				<input type="radio"/>		
2028*		(z)	162.000	162.000						
88		(z), (zz)	157.425	157.425				<input type="radio"/>		
AIS1		(f), (1), (p)	161.975	161.975						
AIS2		(f), (1), (p)	162.025	162.025						

* 2019年1月1日から第2027チャンネルはA S M 1に指定され、第2028チャンネルはA S M 2に指定される。

** このチャンネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。
一般的な注

(a) 主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用する場合には、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。

(b) この表に掲載されたチャンネル（第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。）は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びブラスミニ送信にも使用することができる。

(c) この表に掲載されたチャンネル（第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。）は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びブラスミニ送信に使用することができる。

(d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信

にも使用することができる。

- (e) 25 k H z チヤネルに混信を生じさせないことを基本とし、 I T U - R 勧告 M. 1084 に従って、以下の条件の下で、 12.5 k H z チヤネルインターリーブを適用することができる。
- 1) この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置 (A I S) の周波数並びにデータ交換の周波数の 25 k H z チヤネル (特に第 06、第 13、第 15、第 16、第 17、第 70、 A I S 1 及び A I S 2 チヤネル) への影響並びに I T U - R 勧告 M. 489-2 で定める技術的特性への影響がないこと。

- 2) 12.5 k H z チヤネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

- (f) 156.3 MHz (第 06 チヤネル)、 156.525 MHz (第 70 チヤネル)、 156.8 MHz (第 16 チヤネル)、 161.975 MHz (A I S 1 チヤネル) 及び 162.025 MHz (A I S 2 チヤネル) の周波数は、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

- (g) 第 15 及び第 17 チヤネルは、実効輻射電力が 1 W を超えないこと及びこれらのチヤネルが主管庁が属する国の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船

上通信にも使用することができる。

(h) 欧州海上地域及びカナダでは、第10、第67及び第73チャンネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

(i) 注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz（第09チャンネル）、156.625MHz（第72チャンネル）及び156.675MHz（第73チャンネル）とする。

(j) 第70チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

(k) 主に船舶相互間の航行安全通信のため、第13チャンネルは、航行安全通信のチャンネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。

(l) これらのチャンネル（AIS1及びAIS2）は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置（AIS）に使用される。このような使用は、ITU-R勧告M.1371に従う。

(m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。単一周波数の使用においては以下の条件が適用される

。 一 これらのチャネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャネルとして運用することができる。

一 これらのチャネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。

一 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあつては、これらのチャネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

* 2019年1月1日から第2027チャネルはASM1に指定され、第2028チャネルはASM2に指定される。

(mm) これらのチャネルによる送信は海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあつては、これらのチャネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

* 2019年1月1日から第2027チャネルはASM1に指定され、第2028チャネルはASM2に指定される。

(n) AISを例外として、第75及び第76チャネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限される

ものとし、第16チャンネルへの有害な混信を避けるため、出力の1W以下への制限により全ての予防策をとるものとする。

(o) (未使用)

(p) これらのチャンネルは、船舶からのAISの送信を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第70チャンネルに有害な混信を与えることを避けるための全ての予防策をとるものとする。

(r) 海上移動業務においてこの周波数は、今後予定されるアプリケーションやシステム（例えば、新しいAISのアプリケーションや船外システムなど）の使用のために保留する。実験的な無線局を主管庁が認めた場合は、固定及び移動する無線局に対し有害な混信を与えないこと及び有害な混信を容認すること。

(s) 第75及び第76チャンネルは、船舶局からの長距離用AIS情報（メッセージ番号が27のもの：ITU-R勧告M. 1371参照）を受信するために移動衛星業務（地球から宇宙）にも割り当てらる。

(t) (未使用)

(u) (未使用)

(v) (未使用)

(w) 第一地域及び第三地域では、2016年12月31日まで157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯(第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当)は、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、デジタル変調の発射に使用できる。デジタル変調の発射でこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している無線局に有害な混信を生じさせてはならず、当該無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2017年1月1日から157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯(第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当)は、最新版のITU-R勧告M.2092に掲げるVHFデータ交換システム(以下「VDES」という。)の利用とする。これらの周波数帯は、影響を受ける主管庁との調整の対象となること及びデジタル変調を使用した海上移動業務の他の無線局に有害な混信を生じさせず、かつ当該無線局からの混信を容認することを条件に主管庁によって認められたものであってITU-R勧告M.1084に従ってアナログ変調に使用することができる。

(wa) 第一地域及び第三地域では、2016年12月31日まで影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯(第80、第21、第8

1、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当)は、デジタル変調の発射に使用することができる。これらのチャンネル又は周波数帯をデジタル変調の発射に使用する無線局は、無線通信規則第5条に従い運用している他の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。また、他の無線局からの保護を要求してはならない。

2017年1月1日から157.025-157.100MHz及び161.625-161.700MHzの周波数帯(第80、第21、第81及び第22チャンネルに相当)は隣接する複数の25kHz幅のチャンネルを統合して、157.150-157.175MHz及び161.750-161.775MHzの周波数帯(第23及び第83チャンネルに相当)は隣接する2つの25kHz幅のチャンネルを統合して、最新版のITU-R勧告M.1842に掲げるデジタルシステムに使用することができる。また、157.125MHz及び161.725MHzの周波数帯(第82チャンネルに相当)は、最新版のITU-R勧告M.1842に掲げるデジタルシステムに使用することができる。

157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯(第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当)は、デジタル変調の発射に使用する他の海上移動業務の局からの混信を容認すること及び影響を受ける主管庁との調整の対象になることを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に掲げるアナログ変調も使用することができる。

(^{ww}) 第二地域では、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯(第24、第84

、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当)は、ITU-R勧告M. 1842に従ったデジタル変調に割り当てらる。

カナダ及びバルバドスでは、2019年1月1日から影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.200-157.275MHz及び161.800-161.875MHzの周波数帯(第24、第84、第25及び第85チャンネルに相当)は、最新版のITU-R勧告M. 2092に掲げるデジタル変調の発射に使用することができる。

- (x) 2017年1月1日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシヤス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、ジンバブエにおいて、157.125-157.325MHz及び161.725-161.925MHzの周波数帯(第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当)は、デジタル変調の無線局に割り当てらる。同日から中華人民共和国において、157.150-157.325MHz及び161.750-161.925MHzの周波数帯(第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当)は、デジタル変調の無線局に割り当てらる。

- (xx) 2019年1月1日から第24、第84、第25及び第85チャンネルは、最新版のITU-R勧告M. 2092に掲げる地上系VDESを運用するために、帯域幅が100kHzである単一の複信チャンネルを形成するように統合して使用することができる。

(y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして割り当てることができる。

(z) 2018年12月31日までこれらのチャンネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来のAISアプリケーションのテストに使用することができる。

2019年1月1日からこれらのチャンネルは、2つの単信チャンネルにそれぞれ分割される。ASM 1及びASM 2として指定される第2027及び第2028チャンネルは、最新版のITU-R勧告M. 2092に掲げるアプリケーション関連メッセージ(ASM)に使用される。

(zx) アメリカ合衆国では、これらのチャンネルは船舶局と海岸局との間の公衆通信を目的とした通信に使用される。

(zz) 2019年1月1日から第1027、第1028、第87及び第88チャンネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャンネルとして使用される。

第2の別表3-5を次のように定める。

別表3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) チャンネル間隔25kHzで使用する周波数表

156.75MHz	156.85MHz
-----------	-----------

457. 525MHz z	457. 55MHz z	457. 575MHz z
467. 525MHz z	467. 55MHz z	467. 575MHz z
467. 6MHz z	467. 6125MHz z	467. 625MHz z

(2) チヤネル間隔12.5kHzで使用する周波数表

457. 525MHz z	457. 5375MHz z	457. 55MHz z	457. 5625MHz z	457. 575MHz z
467. 525MHz z	467. 5375MHz z	467. 55MHz z	467. 5625MHz z	467. 575MHz z

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

(3) チヤネル間隔6.25kHzで使用する周波数表

457. 515625MHz z	457. 521875MHz z	457. 528125MHz z	457. 534375MHz z
457. 540625MHz z	457. 546875MHz z	457. 553125MHz z	457. 559375MHz z
457. 565625MHz z	457. 571875MHz z	457. 578125MHz z	457. 584375MHz z
467. 515625MHz z	467. 521875MHz z	467. 528125MHz z	467. 534375MHz z
467. 540625MHz z	467. 546875MHz z	467. 553125MHz z	467. 559375MHz z
467. 565625MHz z	467. 571875MHz z	467. 578125MHz z	467. 584375MHz z

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

第2の別表4中2の表を削り、3の表を2の表とし、4の表から7の表までを3の表から6の表ま

でとする。

第2の別表9-11中「79.5GHz」を「79GHz」に改める。

第2の国際周波数分配の脚注5.54B中「ギガヘルツ」の次に、「シーケー」を、「ロベ
ム」の次に、「ムロ」を、「ムロ」の次に、「ケルビン」を加え、同脚注5.55中、「ムゼ
ンズンギヤク」を削り、「ギガヘルツ」に改め、同脚注5.56及び5.58中「ギ
ンズム」を「ギガヘルツ」に改め、同脚注5.68中「ムロ」を削り、同脚注5.75中「ギ
ンズム」を「ギガヘルツ」に改め、同脚注5.93中「ムロ」を削り、「ギガヘルツ」を「ギ
ンズム」に改め、同脚注5.96中「ムロ」の次に、「ケルビン」を加え、「ギガヘルツ」を
「ギガヘルツ」に改め、「ケルビン」の次に、「海因」を加え、同脚注5.98中「ムロ」を削
り、「ギガヘルツ」を「ギガヘルツ」に、「ムロ及びケルビン」を「及びケルビン」に改め、同脚
注5.102中、「メギロ、ムロ、ムロ及びケルビン」を、「ムロ及びケルビン」に改め、同脚
注5.119中「ギガヘルツ、メギロ及びケルビン」を削り、同脚注5.122中、「ムロ
及びケルビン」を「及びケルビン」に改め、同脚注5.128中「ギガヘルツ」を「ギガヘルツ」に
改め、同脚注5.132B中、「ケルビン」を削り、同脚注5.133中「ギガヘルツ」を「ギ
ンズム」に改め、同脚注5.133A中、「ケルビン」を削り、同5.133Aの次に次のよう
に加える。

5. 133B

5351.5-5366.5 kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が15Wを超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5-5366.5 kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が20Wを超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナダアン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域におけるオランダの海外領土では、5351.5-5366.5 kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が25Wを超えてはならない。

第2の国際周波数分配の脚注5. 139中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5. 140中「、ケニア」を削り、同脚注5. 141B中「ユタニア」の次に「、ギニア」を、「リビア」の次に「、ムニ」を加え、同脚注5. 145B及び5. 149A中「、ネーデルラント」を削り、同脚注5. 152、5. 154、5. 155及び5. 155A中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5. 158及び5. 159中「、ネーデルラント」を削り、同脚注5. 161B中「、ブルガリ

「」及び「、」を削り、同脚注5・163中「」を「」に改め、同脚注5・164中「」の次に「、」を加え、同脚注5・166を次のように改める。

5.166 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5・167中「、」を「」に改め、同脚注5・167A中「」の次に「」を加え、同脚注5・170中「MHz」を「54MHz」に改め、同脚注5・172及び5・173中「、」を「、」に改め、同脚注5・175、5・177及び5・179中「」を「」に改め、同脚注5・185中「、」を「、」に改め、同脚注5・201中「」を削り、「」を削り、「」を削り、同脚注5・202中「」を「」に改め、「」を削り、同脚注5・206中「」を「」に改め、同脚注5・208B中「WR07」を「WR015」に改め、同脚注5・211中「」の次に「、」を加え、同脚注5・220後段を削り、同脚注5・221中「」の次に「、」を加え、「」を削り、同脚注5・222及び5・223を次のように改める。

5.222 (未使用)

5. 223 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5. 224 A及び5. 224 Bを次のように改める。

5. 224A (未使用)

5. 224B (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5. 228 Aの次に次のように加える。

5. 228AA

海上移動衛星業務 (地球から宇宙) による161. 9375-161. 9625MHz及び161. 9875-162. 0125MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

第2の国際周波数分配の脚注5. 232を次のように改める。

5. 232 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5. 234を次のように改める。

5. 234 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5. 256 A中「カザフスタン及びウクライナ」を「及びカザフスタン」に改め、同脚注5. 260を次のように改める。

5. 260 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5. 262中「グンギア」を「ジューギア」に改め、同脚注5. 26

5を次のように改める。

5. 265

403-410MHzの周波数帯は、決議第205号(WRC-15、改)を適用する。

第2の国際周波数分配の脚注5. 298中「5kmの範囲内の通信」を「宇宙から宇宙への通信回線」に、
「船外活動から」を「410-420MHzの周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局から」に改め、
「無線通信規則第4.10号は、船外活動には適用しない。」を「宇宙」は」を「宇宙」の局は」に改め、
「妨げてはならない。」を「無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。」を加え、
同脚注5. 275中「セルビア及びスロベニア」を「及びセルビア」に改め、
同脚注5. 276中「タンザニア」を「固定業務にも」の次に「分配し」を「438-440MHzの周波数帯は」の次に「、エクスプレスを除き」を加え、
同脚注5. 277中「ブルリア」を「ジョージア」に改め、
同脚注5. 279A中「この周波数帯」を「432-438MHzの周波数帯」に、
「S.A. 1260-1」を「R.S. 1260-1」に改め、
同脚注5. 280A中「WRC-07」を「WRC-15」に改め、
同脚注5. 287を次のように改める。

5. 287

海上移動業務による457.5125-457.5875MHz及び467.5125-467.5875MHzの周波数帯の使用は、
船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ITU-R勧告M. 1174-3による。領水内

におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

第2の国際周波数分配の脚注5・288中「M. 1174-1」を「M. 1174-3」に改め、同脚注5・291A中「、フィリピン」及び「、ノルウェー、オランダ」を並べ、「チエロ」の次に「、セルビア」を加え、同脚注5・292中「メキシコでは、固定業務及び移動業務並びに」を並べ、「第9.21号」の次に「の規定」を加え、同脚注5・293中「、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルー」を「、ジャマイカ及びパナマ」に、「これらの国」を「バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマ」に、「第9.21号に従って」を「無線通信規則第9.21号の規定に従って」に改め、「470-512MHzの周波数帯の分配は」、「の次に「無線通信規則」を加え、同脚注5・294中「、ケニア」及び「、スーダン、南スーダン」を削り、同脚注5・295を次のように改める。

5.295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される（決議第224（WRC-15、改）参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じ

させてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。メキシコでは、この周波数帯でのIMTの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあつては延長することができる。

第2の国際周波数分配の脚注5・296中「ドバイ」の次に「アンゴラ」を、 「ボスニア・ヘルツェゴビナ」の次に「、ボスワナ、ブルガリア」を、 「ブルキナファソ」の次に「、ブルンジ」を、 「カメルーン」の次に「、バチカン」を、 「ガボン」の次に「、ジョージア」を、 「ガーナ」の次に「、ハンガリー」を、 「ヨルダン」の次に「、ケニア」を、 「クウェート」の次に「、レソト」を、 「マケドニア共和国」の次に「、レバノン」を、 「ルクセンブルグ」の次に「、マラウイ」を、 「モロッコ」の次に「、モーリタニア」を、 「モナコ」の次に「、モザンビーク、ナミビア」を、 「リジュール」の次に「、ナイジェリア」を、 「オマーン」の次に「、ウガンダ」を、 「英国」の次に「、ルワンダ、サンマリノ、セルビア」を、 「スーダン」の次に「、アフリカ共和国」を、 「スワジランド」の次に「、タンザニア」を加え、 「及びトルコでは、470-790MHzの周波数帯並びにアンゴラ、ボスワナ、レソト、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア」を、 「トルコ、ウクライナ」及び「698MHz」を「694MHz」に改め、 「放送」の次に「及び放送番組の制作」を加え、 同5・296の次に次のように加える。

5. 296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバスマアツにおける470-698MHzの周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、モルジブ及びニューゼalandにおける610-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTを導入しようとする主管庁によって特定される（決議第224（WRC-15、改）参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意が得られた場合に限りIMTシステムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

第2の国際周波数分配の脚注5.267中「、ホンジュラス、」を「及び」に改め、「及びメキシコ」を「及び」に分配する。」の次に「バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。」を加え、同脚注5.300中「、スーダン及び南スーダン」を「及びスーダン」に改め、同脚注5.308を次のように改める。

5. 308

付加分配：ベリリーズ及びコロンビアでは、614-698MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも

分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

第2の国際周波数分配の脚注5.308の次に次のように加える。

5.308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される（決議第224（WRC-15、改）参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯でのIMTの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあつては延長することができるとができる。

第2の国際周波数分配の脚注5.306中「コスタリカ、」及び「及びホンジュラス」を「脚注5.312中「グルジア」を「ジョージア」及び「並びに830-862MHzの周波数帯」及び「830-860MHzの周波数帯は2012年12月31日まで、また」を「脚注5.312中「決議第2

32 (WRC-12)」を「決議第760 (WRC-15)」に、「WRC-12、改」を「WRC-15、改」に改め、同脚注5.313A中「バンダラヂェシュ」を「オーストラリア、バンダラヂェシュ、ブルネイ、カンボジア」に改め、「大韓民国」の次に「、フアイジー」を、「インド」の次に「、インドネシア」を、「日本」の次に「、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー」を加え、「及び」を「、ソロモン、サモア、」に改め、「ジンガポール」の次に「、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナム」を加え、同脚注5.313Bから5.316Aまでを次のように改める。

5.313B (未使用)

5.314 (未使用)

5.315 (未使用)

5.316 (未使用)

5.316A (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5.316B中「一次的基础による」及び「、2015年6月17日から発効し」を削り、「WRC-12」を「WRC-15」に改め、同脚注5.317A中「及びアメリカ合衆国」を「、アメリカ合衆国及びメキシコ」に改め、同脚注5.317A中「698-960MHzの周波数帯」の次に「、第一地域での694-790MHzの周波数帯」を加え、「必要に応じて、決議第224 (WRC-12、改)及び決議第749 (WRC-12)を「場合により、決議第224 (WRC-15、改)、決議第760 (

W R C - 15) 及び決議第749 (W R C - 15) に改め、同脚注5・325Aを次のように改める。

5. 325A

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902-905MHzの周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

第2の国際周波数分配の脚注5・327A中「W R C - 12」を「W R C - 15」に改め、同脚注5・328Aの次に次のように加える。

5. 328AA

1087.7-1092.3MHzの周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視 (A D S - B) の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星 (R) 業務 (地球から宇宙) にも分配する。航空移動衛星 (R) 業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第425 (W R C - 15) を適用する。

第2の国際周波数分配の脚注5・338A中「W R C - 12」を「W R C - 15」に改め、同脚注5・341の次に次のように加える。

5. 341A

第一地域では、1427-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯は、決議第223（WRC-15、改）によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの無線局の使用は、無線通信規則第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.341B

第二地域では、1427-1518MHzの周波数帯は、決議第223（WRC-15、改）によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.341C

第三地域では、1427-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯は、決議第223（WRC-15、改）によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯においてIMTを導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件と

する。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第2の国際周波数分配の脚注5・342中「並びにブルガリアでは1525-1535MHzの周波数帯」を削り、同脚注5・346を次のように改める。

5.346

アンゴラ、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガンビア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、セネガル、ザンビア、モリシヤス、セーシェル、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ガボン、ギニア、ブルキナファソ、ガーナ、ベナン、カメルーン、南アフリカ共和国、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、トーゴ、チュニジア、パレスチナ、カタール、モロッコ、スワジランド、ナミビア、モーリタニア、バーレーン、ジブチ、エジプト、アルジェリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びイラクでは、1452-1492MHzの周波数帯は、決議第223（WR C-15、改）によりIMTを導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則

第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする（決議第761（WRC-15）参照）。

第2の国際周波数分配の脚注5.346の次に次のように加える。

5.346A

1452-1492MHzの周波数帯は、決議第223（WRC-15、改）及び決議第761（WRC-15）によりIMTを導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMTを導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第2の国際周波数分配の脚注5.352A中「、タンザニア」を削り、同脚注5.359中「、オーストリア」を削り、「、グルジア、ギリシヤ」を「、ジョージア」に改め、「、タンザニア」を削り、同脚注5.362B及び5.362Cを次のように改める。

5.362B（未使用）

5.362C（未使用）

第2の国際周波数分配の脚注5.382中「、タンザニア」を削り、同脚注5.384A中「WRC

C-07」を「WRC-15」に改め、同脚注5・386中「第二地域」の次に「(メキシコを除く。)を加え、同脚注5・387中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5・388中「IMT-2000」を「IMT」に、「WRC-97」を「WRC-15」に、「WRC-2000」を「WRC-15、改」に改め、同脚注5・391中「S.A. 1154」を「S.A. 1154-0」に改め、同脚注5・393中「インド及びメキシコ」を「及びインド」に、「WRC-03」を「WRC-15」に改め、同脚注5・401中「、ブルンジ」を削り、同脚注5・417Aから5・417Dまでを次のように改める。

5. 417A (未使用)

5. 417B (未使用)

5. 417C (未使用)

5. 417D (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5・418中「大韓民国、」及び「、日本及びタイ」を削り、「WRC-03」を「WRC-15」に、「第12条」を「第21条」に改め、「限定される。」の次に「無線通信規則」を、「世帯では、」の次に「無線通信規則」を、「基づくもの及び」の次に「無線通信規則」を加え、同脚注5・422中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5・428中「、セントピール」を削り、同脚注5・429中「バンブアラジエ」の次に「、ミナク」を、「ブナキ」の次に「、カズビスタ」を、「朝鮮民主主義人民共和国」の次に「、ヌーダク」を加え、同脚注5・429の

次に次のように加える。

5. 429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナフアソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジエリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300-3400MHzの周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429B

以下に示す北緯30度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナフアソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、IMTの導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第223 (WR C-15、改

）に従う。移動業務の I M T の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。I M T を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429C

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ及びパラグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、I M T の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (W R C - 15、改) に従う。アルゼンチン及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第 9

. 21号の規定に従うことを条件とする。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMTを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHzの周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300-3400MHzの周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300-3400MHzの周波数帯の使用は、IMTの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223（WRC-15、改）に従う。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を

要求してはならない。主管庁は、この周波数帯でのIMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第9.21号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第2の国際周波数分配の脚注5.430中「、モソブル」を「、モソブル」の同脚注5.430Aを次のように改定する。

5.430A

3400-3600MHzの周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度（pfd）が、 $-154.5\text{ dB (W/m}^2 \cdot 4\text{ kHz)}$ を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができない。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連

する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、p f d の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

第2の国際周波数分配の脚注5・431中「、イスラエル及び英国」を「及びイスラエル」に改め、同脚注5・431Aを次のように改める。

5.431A

第二地域では、3400-3500MHz の周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への一次的基礎による分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

第2の国際周波数分配の脚注5・431Aの次に次のように加える。

5.431B

第二地域では、3400-3600MHz の周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始す

る前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度 (p f d) が、 $-154.5 \text{ dB (W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz))}$) を超えないことを確保しなければならない。この p f d 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における p f d 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、p f d の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における I M T システムを含む移動業務の局は、無線通信規則 (2004年版) の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

第2の国際周波数分配の脚注5：432Δ中「 $-154.5 \text{ dB W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz)}$ 」²と「 $-154.5 \text{ dB W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz)}$ 」³と「p f d 制限値が」⁴と「p f d 制限値を」⁵と「 $-154.5 \text{ dB W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz)}$ 」⁶と「バンダラデシュ」⁷と「オーストラリア、バンダラデシュ」⁸と「ニューラウンド」の次に「、フアイピソ」を加え「 $-154.5 \text{ dB W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz)}$ 」⁹と「 $-154.5 \text{ dB W/ (m}^2 \cdot 4 \text{ kHz)}$ 」¹⁰と「p f d 制限値が」¹¹と「p f d 制限値を」¹²と「この分配は、2010年11月17日より効力を有する。」¹³を削り、¹⁴と「バンダラデシュ」¹⁵と「オーストラリア、

バンダラデシユ」に於テ「中華人民共和国」の如シ「第三地域のフランス海外県」を以テ「及び第三地域のフランス海外県」又「及びフアイピン」に「 $-154.5\text{ dB W} / (\text{m}^2 \cdot 4\text{ kHz})$ 」又「 $-154.5\text{ dB W} / (\text{m}^2 \cdot 4\text{ kHz})$ 」に「p f d 制限値が」又「p f d 制限値を」に於テ「 434 」の如シに於テ。

5.434

カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600-3700MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度 (p f d) が、 $-154.5\text{ dB W} / (\text{m}^2 \cdot 4\text{ kHz})$ を超えないことを確保しなければならない。この p f d 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における p f d 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が

成立しない場合は、p f d の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600-3700MHz の周波数帯における I M T システムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

第2の国際周波数分配の脚注5・436及び5・437を次のように改める。

5. 436

航空移動（R）業務の局による4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信（W A I C）のためのみ保留する。この使用は、決議第424（W R C-15）の規定に従うものとする。

5. 437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

第2の国際周波数分配の脚注5・438ただし書を削り、同脚注5・441の次に次のように加える。

5. 441A

ウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、I M T の導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものでは

なく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第223（WRC-15、改）に従う。

5.441B

カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800-4990MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入のためのこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に基づき関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行うIMTの無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から20kmの地点で海拔0mから19kmまでの間で-155dB（W/m²・1MHz）を超えないことを確保しなければならない。この基準はWRC-19での見直しに従うことを条件とする。決議第223（WRC-15、改）参照。この特定はWRC-19後に効力を有する。

第2の国際周波数分配の脚注5.442中「グアテマラ」の次に「、メキシコ」を加え、同脚注5

- ・ 4 4 3 B及び5 . 4 4 4 中「W R C - 12」を「W R C - 15」に改め、同脚注5 . 4 4 4 Aを次のように改める。

5. 444A

5091-5150MHz の周波数帯の固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンクに限ることとし、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンクによる5091-5150MHz の周波数帯の使用は、決議第114（W R C - 15、改）に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から450 k m未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンク地球局と調整を行うことが求められる。

- 第2の国際周波数分配の脚注5 . 4 4 4 B中「W R C - 12」を「W R C - 15」に改め、同脚注5 . 4 4 6中「第二地域」の次に「（メキシコを除く。）」を加え、同脚注5 . 4 4 7 E中「F . 1613」を「F . 1613-0」に改め、同脚注5 . 4 4 7 F中「M . 1638」を「M . 1638-0」に、「S A . 1632」を「R S . 1632-0」に改め、同脚注5 . 4 5 0 A中「M . 1638」を「M . 1638-0」に改め、同脚注5 . 4 5 4及び5 . 4 5 5中「グループA」を「グループA」に改め、同脚注5 . 4 5 6を次のように改める。

5. 456 (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5・457A中「船舶地球局」を「船上地球局」に改め、「従うものとする。」の次に「ただし、5925-6425MHzの周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも330km離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径1.2mの送信アンテナを使用及び運用することができる。」を加え、同脚注5・457B中「船舶地球局」を「船上地球局」に改め、「南スーダン」を削り、同脚注5・457C中「グアテマラ」の次に「、メキシコ」を加え、同脚注5・458Cを次のように改める。

5. 458C (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5・459中「分配する。」の次に「7190-7235MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務（地球から宇宙）に関して、無線通信規則第9.21号の規定は適用しない。」を加え、同脚注5・460中「宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145-7190MHzの周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射」を「深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射」に改め、同5・460の次に次のように加える。

5. 460A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による7190-7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のため

めの追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

5.460B

7190-7235MHzの周波数帯で地球探査衛星業務（地球から宇宙）を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

第2の国際周波数分配の脚注5.461Aの次に次のように加える。

5.461AA

海上移動衛星業務による7375-7750MHzの周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

5.461AB

7375-7750MHzの周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務（航空

移動業務を除く。)の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

第2の国際周波数分配の脚注5.468中「、ロスタリカ」及び「、タンザニア」を削り、同脚注5.469中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.471中「カタール、」を「カタール及び」に改め、「及び南スーダン」を削り、同脚注5.473中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.474の次に次のように加える。

5.474A

地球探査衛星業務（能動）による9200-9300MHz及び9900-10400MHzの周波数帯の使用は、9300-9900MHzの周波数帯内では十分に対応することができない600MHz以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.52号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務（能動）を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第9条の第II D節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

5.474B

地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ITU-R勧告RS.2066-0に従う。

5. 474C

地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ITU-R勧告RS. 2065-0に従う。

5. 474D

地球探査衛星業務（能動）の局は、9200-9300MHzの周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHzの周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに10.0-10.4GHzの周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

第2の国際周波数分配の脚注5. 477中「オーストリア」の次に「、ウガンダ」を加え、同脚注5. 480中「、コスタリカ」及び「、メキシコ」を削り、「ベネズエラ」を「コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラ」に改め、同脚注5. 481中「ドイツ」を「アルゼンチン、ドイツ」に改め、「、コスタリカ」及び「、タンザニア、タイ」を削り、「分配する。」の次に「コスタリカでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。」を加え、同脚注5. 482及び5. 483中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5. 484Aの次に次のように加える。

5. 484B

決議第155（WRC-15）を適用する。

第2の国際周波数分配の脚注5・486中「メキシコ及び」を削り、同脚注5・494中「、アンボラ」を削り、同脚注5・495中「、タンザニア」を削り、同脚注5・499の次に次のように加える。

5. 499A

固定衛星業務（宇宙から地球）による13.4-13.65GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムに関して無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。

5. 499B

主管庁は、固定衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHzの周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

5. 499C

13.4-13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

- 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇

宙)の衛星システム

一 能動宇宙検知器

- 一 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5.499D

13.4-13.65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.499E

13.4-13.65GHzの周波数帯においては、固定衛星業務(宇宙から地球)の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)に対する地球探査衛星業務(能動)には適用しない。

第2の国際周波数分配の脚注5.5000中「アンボラ」や第5.5014中「一次的基礎での宇宙研究業務による13.4」や「13.65」及び「分配は」や「宇宙研究業務への一次的基礎での

分配は」に改め、同脚注5・502中「十帯線」を「低帯線」に改め、同脚注5・504B中「M. 1643」を「M. 1643-0」に改め、同脚注5・504C中「サウジアラビア」の次に「、ブルーゾーン」を加え、「ITU-R勧告M. 1643」を「ITU-R勧告M. 1643-0」に改め、同脚注5・505中「、アンボラ」及び「、タンゼニア」を削り、同脚注5・506B中「、ギンジャ」を削り、同脚注5・508A中「サウジアラビア」の次に「、ブルーゾーン」を加え、「ITU-R勧告M. 1643」を「ITU-R勧告M. 1643-0」に改め、同脚注5・509A中「サウジアラビア」の次に「、ブルーゾーン」を加え、「M. 1643」を「M. 1643-0」に改め、同5・509Aの次に次のように加える。

5. 509B

放送衛星業務用ライダーリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163（WRC-15）に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164（WRC-15）に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

5. 509C

放送衛星業務用ライダーリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163（WRC-15）に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164（WRC-15）に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は6mであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hzでなければならない

。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

5. 509D

決議第163 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用ライダーリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側22kmの地点で海拔0mから19000mまでの全ての高度において $-151.5\text{ dB (W/ (m}^2 \cdot 4\text{ kHz))}$ を超えないことを確保しなければならない。

5. 509E

決議第163 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用ライダーリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも500kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連するITU-R勧告の最新版を考慮するものとする。

5. 509F

決議第163 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164 (WRC-15) に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用ライダーリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

5.509G

14.5-14.8GHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務 (地球から宇宙) を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務 (放送衛星業務及び無線通信規則付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのライダーリンク並びに第二地域の放送衛星業務用ライダーリンクに限る。) に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

第2の国際周波数分配の表注5.510中「固定衛星業務」及び「決議第163 (WRC-15) 及び決議第164 (WRC-15) に従う使用を除き、固定衛星業務」及び「保留する。」の並びに「放送衛星業務用ライダーリンク以外による使用は、14.75-14.8GHzの周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。」を加え、同脚注5.511Aを次のように改める。

5.511A

固定衛星業務（宇宙から地球）による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフライングに限定される。

第2の国際周波数分配の脚注5.511C中「S. 1340」を「S. 1340-0」に改め、同脚注5.511Dを次のように改める。

5.511D（未使用）

第2の国際周波数分配の脚注5.512中「、アムロラ」・「、ロスタリカ」・「、セルビア」及び「、タムボイア」を削り、同脚注5.513A中「宇宙能動検知器」を「能動宇宙検知器」に改め、同脚注5.514中「、アムロラ」を削り、同脚注5.521中「ドイツ、グンターク、」を削り、同脚注5.524中「、アムロラ」及び「、タムボイア」を削り、同脚注5.527の次に次のように加える。

5.527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第156（WRC-15）に従うことを条件とする。

第2の国際周波数分配の脚注5.530A中「P. 452（）」の次に「~~セルビア~~」を加え、同脚注5.530Cを次のように改める。

5. 530C (未使用)

第2の国際周波数分配の脚注5・536B中「オースマニア」の次に「、スーパー」を加え、「ブルガリア」、「リヒテンシュタイン」及び「、スイス」を削り、同脚注5・543A中「シムテムは、」の次に「最新版の」を加え、「一次分配」を「一次的基础での分配」に、「(改)参照すること」を「(改)を参照すること」に改め、同脚注5・545・5・546及び5・550中「ブルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5・551H中「RA. 1631」を「RA. 1631-0」に改め、同脚注5・559Aの次に次のように加える。

5. 559B

無線標定業務による77.5-78GHzの周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版のITU-R勧告M. 2057に規定する。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。

第2の国際周波数分配の脚注5・562D中「、2015年まで」を削り、「分配する。」の次に「この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。」を加える。

第3の表中

「7.25GHz以上10.25GHz未満^{1, 2}

22GHz以上24.25GHz未満^{2, 3}

「7.25GHz以上10.25GHz未満^{1, 2}

改め、同表の3を削る。

を

に

別表 3-2 4-25MHz 帯海上移動業務（無線電信）の周波数表

1 船舶局（海洋学データ伝送）の周波数表

4 MHz 帯	6 MHz 帯	8 MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	22MHz 帯
4063.3	6261.3	8340.3	12420.3	16617.3	22240.3
4063.6	6261.6	8340.6	12420.6	16617.6	22240.6
4063.9	6261.9	8340.9	12420.9	16617.9	22240.9
4064.2	6262.2	8341.2	12421.2	16618.2	22241.2
4064.5	6262.5	8341.5	12421.5	16618.5	22241.5
4064.8					

2 海岸局の2周波数運用（F S Kの場合は100ボーを、P S Kの場合は200ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

チャンネル番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯		12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263	8376.5*	8376.5*	12579.5	12477	16807	16683.5				
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377	12580	12477.5	16807.5	16684				
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5	12580.5	12478	16808	16684.5				
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378	12581	12478.5	16808.5	16685				
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5	12581.5	12479	16809	16685.5				
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379	12582	12479.5	16809.5	16686				
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5	12582.5	12480	16810	16686.5	19684	18873.5		
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380	12583	12480.5	16810.5	16687	19684.5	18874		
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5	12583.5	12481	16811	16687.5	19685	18874.5		
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381	12584	12481.5	16811.5	16688	19685.5	18875		
11	4177.5*	4177.5*	6268*	6268*	8421.5	8381.5	12584.5	12482	16812	16688.5	19686	18875.5		
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382	12585	12482.5	16812.5	16689	19686.5	18876		
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5	12585.5	12483	16813	16689.5	19687	18876.5	22382.5	22290.5
14			6320.5	6269.5	8423	8383	12586	12483.5	16813.5	16690	19687.5	18877	22383	22291
15					8423.5	8383.5	12586.5	12484	16814	16690.5	19688	18877.5	22383.5	22291.5
16							12587	12484.5	16814.5	16691	19688.5	18878	22384	22292
17							12587.5	12485	16815	16691.5	19689	18878.5	22384.5	22292.5
18							12588	12485.5	16815.5	16692	19689.5	18879	22385	22293
19							12588.5	12486	16816	16692.5	19690	18879.5	22385.5	22293.5
20							12589	12486.5	16816.5	16693	19690.5	18880	22386	22294
21							12589.5	12487	16817	16693.5			22386.5	22294.5
22							12590	12487.5	16817.5	16694			22387	22295
23							12590.5	12488	16818	16694.5			22387.5	22295.5
24							12591	12488.5	16695*	16695*			22388	22296
25							12591.5	12489	16818.5	16695.5			22388.5	22296.5
26							12592	12489.5	16819	16696			22389	22297
27							12592.5	12490	16819.5	16696.5				

28						12593	12490.5	16820	16697				
29						12593.5	12491	16820.5	16697.5				
30						12594	12491.5	16821	16698				
31						12594.5	12492	16821.5	16698.5				
32						12595	12492.5						
33						12595.5	12493						
34						12596	12493.5						
35						12596.5	12494						
36						12597	12494.5						
37						12597.5	12495						
38						12598	12495.5						
39						12598.5	12496						
40						12599	12496.5						
41						12599.5	12497						
42						12600	12497.5						
43						12600.5	12498						
44						12601	12498.5						
45						12601.5	12499						
46						12602	12499.5						
47						12602.5	12500						
48						12603	12500.5						
49						12603.5	12501						
50						12604	12501.5						
51						12604.5	12502						
52						12605	12502.5						
53						12605.5	12503						
54						12606	12503.5						
55						12606.5	12504						
56						12607	12504.5						
57						12607.5	12505						
58						12608	12505.5						
59						12608.5	12506						
60						12609	12506.5						

61						12609.5	12507						
62						12610	12507.5						
63						12610.5	12508						
64						12611	12508.5						
65						12611.5	12509						
66						12612	12509.5						
67						12612.5	12510						
68						12613	12510.5						
69						12613.5	12511						
70						12614	12511.5						
71						12614.5	12512						
72						12615	12512.5						
73						12615.5	12513						
74						12616	12513.5						
75						12616.5	12514						
76						12617	12514.5						
77						12617.5	12515						
78						12618	12515.5						
79						12618.5	12516						
80						12619	12516.5						
81						12619.5	12517						
82						12620	12517.5						
83						12620.5	12518						
84						12621	12518.5						
85						12621.5	12519						
86						12622	12519.5						
87						12520*	12520*						
88						12622.5	12520.5						
89						12623	12521						
90						12623.5	12521.5						
91						12624	12522						
92						12624.5	12522.5						

* この周波数の使用の条件は、無線通信規則第31条を参照すること。

3 船舶局（F S Kの場合は100ボーを、P S Kの場合は200ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

チャンネル番号	4MH z 帯	6MH z 帯	8MH z 帯	12MH z 帯	16MH z 帯	18/19MH z 帯	22MH z 帯	25/26MH z 帯
1	4170.5	6260.25	8339.25	12419.25	16615.25	19691	22290	26101
2	4171	6260.75	8339.75	12419.75	16615.75		22297.5	26101.5
3	4171.5	6321	8375	12422	16616.25		22298	26102
4	4172	6321.5	8375.5	12476.5	16616.75		22298.5	26102.5
5	4179		8376	12655	16682		22299	
6	4179.5			12655.5	16682.5		22443.5	
7	4180			12656	16683			
8				12656.5				

4 海岸局、船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

4 MHz 帯		6 MHz 帯		8 MHz 帯		12 MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
4218**	4180.5**	6326.5**	6275.5**	8431.5**	8391.5**	12623**	12521**
4219.5	4207.5*	6331	6312*	8436.5	8414.5*	12657	12577*
4220	4208	6331.5	6312.5	8437	8415	12657.5	12577.5
4220.5	4208.5	6332	6313	8437.5	8415.5	12658	12578
	4209		6313.5		8416		12578.5

16 MHz 帯		18/19 MHz 帯		22 MHz 帯		25/26 MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
16844**	16721**	19682.5**	18872**	22410**	22318**	26103**	25175**
16903	16804.5*	19703.5	18898.5	22444	22374.5	26121	25208.5
16903.5	16805	19704	18899	22444.5	22375	26121.5	25209
16904	16805.5	19704.5	18899.5	22445	22375.5	26122	25209.5
	16806						

* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

** これらの周波数は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件として、使用することができる。

対に組み合わせられる周波数(海岸局/船舶局) 4219.5/4208 kHz、6331/6312.5 kHz、8436.5/8415 kHz、12657/12577.5 kHz、16903/16805 kHz、19703.5/18898.5 kHz、22444/22374.5 kHz 及び26121/25208.5 kHz は、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。